

東京株式懇話会 85周年記念講演会

株式等振替制度の円滑な運営と今後の発展に向けて

平成28年11月30日

株式会社 証券保管振替機構

取締役 常務執行役 齊藤 宗孝

目 次

	ページ
I. 証券保管振替機構の主な沿革等	… 2
II. 株券電子化と株式等振替制度の概要	… 10
III. 株券電子化後の株式等振替制度における改善等への 主な取組み（発行会社関係）の状況	… 19
IV. 円滑な制度運営と発展に向けて	… 47

I . 証券保管振替機構の主な沿革等

< 証券保管振替機構 企業理念 >

私達は、資本市場の重要な基盤である決済インフラとして、その公共的な役割を認識し、信頼性、利便性及び効率性の高いサービスを提供することにより、資本市場の機能向上に寄与し、社会の発展に貢献します。

そのため、私達は、資本市場を巡る国内及び国際的な環境・構造変化を踏まえつつ、投資者、発行者、市場仲介者など利用者の視点に立った不断の改革を進めます。

＜ 証券保管振替機構の主な沿革 1/2 ＞

1959年	(昭34)	11月		➤ (東京証券取引所及び日本証券金融株式会社を中心として株券振替決済を試験的に実施(1962.10まで))
1971年	(昭46)	7月	19日	➤ (東京証券取引所において上場株券につき当事者間の契約に基づく振替決済を実施(1972.11.13全銘柄実施))
1984年	(昭59)	5月	15日	➤ 「株券等の保管及び振替に関する法律」(以下「保振法」という。)が公布
		11月	14日	➤ 保振法が施行
		12月	6日	➤ 主務大臣(大蔵大臣、法務大臣)により設立認可、 財団法人証券保管振替機構 (以下「財団」という。) 設立
1985年	(昭60)	5月	27日	➤ 主務大臣(大蔵大臣、法務大臣)が財団を保振法に基づく保管振替機関として指定
1991年	(平 3)	10月	9日	➤ 保管振替事業(株券等の保管振替制度) を開始(業務の一部開始、当初東証上場50銘柄を対象)
1992年	(平 4)	10月	9日	➤ 保管振替事業の全面実施
1995年	(平 7)	5月	29日	➤ 保管振替事業において上場投資信託受益証券の取扱いを開始
1996年	(平 8)	3月		➤ 保管振替事業の黒字化
		5月		➤ 株券保管残高500億株突破
1998年	(平10)	3月		➤ 保管振替事業の累積赤字解消
1999年	(平11)	1月		➤ 株券保管残高1,000億株突破
2000年	(平12)	5月	8日	➤ 新保振システムの稼働
		9月	1日	➤ バックアップセンタの稼働
2001年	(平13)	1月		➤ 株券保管残高1,500億株突破
		6月	27日	➤ 「短期社債等の振替に関する法律」(以下「短社法」という。)が公布
		6月	27日	➤ 「株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正保振法」という。)が公布 ⇒ 保管振替機関の株式会社化が制定
		9月	10日	➤ 決済照合システムの稼働
		11月	2日	➤ 「証券保管振替機関の株式会社化の具体的枠組みについて」が公表(日本証券業協会主宰「証券受渡・決済制度改革懇談会」)
		11月	26日	➤ 保管振替事業において新株予約権付社債券(CB)の取扱いを開始
2002年	(平14)	1月	4日	➤ 株式会社証券保管振替機構 (以下「当社」という。) 設立
		4月	1日	➤ 短社法が施行、改正保振法が施行
		6月	11日	➤ 財団から当社への保管振替事業の全部の譲渡について主務大臣(内閣総理大臣・法務大臣)から認可
		6月	12日	➤ 「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」(以下「証券市場整備法」という。)が公布 ⇒ 短社法が改正され、振替制度の対象が国債・一般社債・投信等に拡大、「社債等の振替に関する法律」(以下「社振法」という。)に ※
		6月	17日	➤ 当社が財団から保管振替事業の全部を譲り受け、営業開始 (財団は解散)

＜ 証券保管振替機構の主な沿革 2/2 ＞

2003年	(平15)	1月	6日	➤ 証券市場整備法(短社法改正)が施行
		1月	10日	➤ 主務大臣(内閣総理大臣・法務大臣)が当社を社振法に基づく振替機関として指定
		3月		➤ 株券保管残高2,000億株突破
		3月	27日	➤ 株券喪失登録情報等照会システム(SITRAS)稼働
		3月	31日	➤ 短期社債振替制度を開始
		6月	6日	➤ 当社の全額出資子会社 株式会社ほふりクリアリング(証券取引清算機関)設立
2004年	(平16)	4月	6日	➤ 株式会社ほふりクリアリングが内閣総理大臣より有価証券債務引受業の免許を取得
		5月	6日	➤ 株式会社ほふりクリアリングが一般振替DVP決済業務を開始 (同年5月17日 一般振替DVP決済に係る債務引受を開始)
		6月	9日	➤ 「株券等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「株式等決済合理化法」という。)が公布 ⇒ 社振法が改正され、振替制度の対象が株式等に拡大、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」という。)に
2005年	(平17)	2月	14日	➤ 決済照合システム 国債レポ・現先の照合機能の提供を開始
2006年	(平18)	1月	10日	➤ 一般債振替制度を開始
		4月	29日	➤ 外国株券等保管振替決済業務を開始 (日本証券決済株式会社からの業務の移管)
		12月	15日	➤ 「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「信託整備法」という。))が公布 ⇒ 振替法が改正され、受益証券発行信託受益権(信託整備法と同日に公布された新しい「信託法」により創設)も振替制度の対象に
2007年	(平19)	1月	4日	➤ 投資信託振替制度を開始
		2月		➤ 株券保管残高3,000億株突破
		9月	30日	➤ 信託法が施行
		10月	9日	➤ 決済照合システム 貸株取引の約定照合機能の提供を開始
2008年	(平20)	1月	4日	➤ 上場投資信託受益権振替制度を開始(保管振替制度からの移行)
		2月	1日	➤ 受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務を開始
		9月	1日	➤ 加入者情報システムの稼働(先行稼働)
2009年	(平21)	1月	5日	➤ 株式等決済合理化法(社振法改正)が施行 ➤ 株式等振替制度を開始(株券電子化) ※1 ➤ システムリプレースの実施及び正センタ・バックアップセンタを新センタへ移転
2010年	(平22)	7月	1日	➤ 信託整備法(振替法改正)が施行。株式等振替制度における受益証券発行信託受益権の取扱いを開始(受益証券電子化) ※2
2014年	(平26)	1月	6日	➤ 新システムの稼働(システムリプレースの実施。貸株DVP機能、誤差照合機能、ISO2002メッセージフォーマット等を導入)
2015年	(平27)	7月	24日	➤ 指名委員会等設置会社に移行

※1 株券等の保管振替制度は廃止。上場投資信託受益権振替制度は株式等振替制度に吸収。 ※2 受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務は廃止。

< 財団法人の設立から株券等保管振替制度の開始に至るまでの関係各界のご協力 >

- 財団法人証券保管振替機構の設立(昭和59年(1984年))から保管振替事業の開始(平成3年(1991年))まで、準備(業務処理方法の策定、システムの構築等)に7年間を要している。以下は、財団法人証券保管振替機構が平成7年12月に発行した『10年の歩み』から、その準備期間における関係各界のご協力等に関する記載の一部抜粋である。
- 株券電子化に向けた準備に際しても、株式懇話会には、各種検討体における実務検討や各種事務指針・モデルの作成をはじめとして、多大なご協力をいただいたが、株式懇話会と機構との密接な関係は、財団法人設立の当初からのものであり、現在に至るまで、機構の制度の円滑な運営や発展において非常に重要な位置を占めている。

『10年の歩み』(平成7年12月、財団法人証券保管振替機構)より抜粋

- 「保管振替法は、保管振替制度の大枠は規定しているが、保管振替事業を、多数の関係者も含めて実務処理あるいはコンピュータシステムの面から如何にしてうまくワークさせることができるかといった問題の本格的検討は、機構が設立されてから始められた。機構は、保管振替制度の実務処理方法を策定するため、昭和62年2月、関係業界の実務者と機構の職員をもって構成するワーキンググループを設置した。」
- 「証券保管振替事業についての業務処理方法の策定及び証券保管振替システムの構築は、関係各界の協力を得ながら、政策面あるいは技術面でのさまざまな問題点を解決しつつ進められてきた。」
- 関係各界の本制度(株券等の保管振替制度)への対応
 - 「1. 証券界
証券界においては、証券会社、証券取引所、日証協がそれぞれに個別に本制度への対応を図るほか、次のような組織を設けて本制度の実施に向けての準備を行った。
(1) 株券等保管振替制度に関する懇談会 (説明略)
(2) 証券保管振替制度連絡会 (説明略)
 - 2. 金融界
金融界においては、各金融機関が個別に対応を図るほか、会長行を中心とした全銀協や、信託銀行の会合において、それぞれに本制度の実施に向けての準備を行った。
 - 3. 発行会社
(1) 経団連
(前略)経団連は、「振替決済制度に関する懇談会」を設置し、随時会合を開催して、主に発行会社の立場から、本制度への対応を図った。
(2) **株式懇話会**
株式懇話会は、(中略)株式に関する諸法規の共同研究、株式事務の運営の研究等を目的とする団体である。(中略)保管振替制度に関する諸問題について、発行会社における実務的対応を図るため、例えば、東京株懇では振決委員会や保振問題研究会(昭和62年2月9日設置)において検討を行うほか、機構のワーキンググループへの参加、名義書換代理人業務を含む信託銀行や証券代行会社との連絡調整、機構事務局との随時の検討会の開催等、発行会社の実務の面からの積極的な検討を行った。
(3) 信託銀行及び証券代行会社
現在、発行会社の大部分が信託銀行又は証券代行会社に株式事務を委託しており、実質株主名簿の作成等保管振替制度の円滑な運営は、参加者の対応と同時に、信託銀行及び証券代行の本制度への対応がスムーズに行われるか否かにかかっている。
信託銀行職員の機構事務局への出向を始めとして、信託銀行及び証券代行会社は、ワーキンググループへの参加、機構の発行会社に対する説明会開催の際の積極的協力、各社の広報誌を通じての発行会社へのPR等各般の対応を行った。」

＜ 株券電子化の検討に係る主な検討体 ＞

【業界横断的検討体】

■ 政省令対応に関する検討会

メンバー：関係省庁（金融庁、法務省、総務省、国土交通省）、証券決済制度改革推進センター、証券業界（日本証券業協会、証券会社）、銀行業界（全国銀行協会、銀行、信託銀行）、発行会社（日本経済団体連合会、全国株懇連合会、上場会社）、株主名簿管理人（信託銀行、専業代行）、市場インフラ（東京証券取引所、日本証券クリアリング機構、証券保管振替機構）

■ 証券受渡・決済制度改革懇談会

【主宰】 日本証券業協会

【事務局】 証券決済制度改革推進センター

メンバー：前田庸名誉教授、神田秀樹教授、証券業界（日本証券業協会、証券会社）、銀行業界（都銀、地銀、外銀、信託）、運用会社、保険会社、農林中央金庫、信金中央金庫、発行会社（日本経済団体連合会、上場会社（株懇））、日本銀行、市場インフラ（東京証券取引所、大阪証券取引所、日本証券クリアリング機構、証券保管振替機構）、オブザーバー（金融庁、法務省、財務省）、その他

➤ 証券決済制度改革推進会議

メンバー：神田秀樹教授、証券業界（証券会社）、銀行業界（都銀、地銀、信託）、運用会社、保険会社、発行会社（日本経済団体連合会、上場会社（株懇））、市場インフラ（東京証券取引所、大阪証券取引所、日本証券クリアリング機構、証券保管振替機構）、オブザーバー（金融庁、法務省、日本銀行）

➤ 株券電子化制度への移行に係る検討のためのワーキンググループ

※ 当初の名称は「株券不発行制度への移行に係る検討のためのワーキンググループ」

メンバー：日本証券業協会、証券会社、全国銀行協会、銀行、信託銀行、日本経済団体連合会、上場会社（株懇）、東京証券取引所、日本証券クリアリング機構、証券保管振替機構

■ 証券保管振替機構

➤ 業務委員会 株券電子化小委員会

メンバー：証券会社、銀行、信託銀行、発行会社（株懇）、証券代行、証券金融、東京証券取引所、日本証券クリアリング機構、オブザーバー（金融庁、法務省、日本銀行、全国銀行協会、信託協会、日本証券業協会、日本経済団体連合会）

➤ 4つの分科会（振替株式分科会、振替新株予約権付社債分科会、データセンター分科会、移行分科会）

【各業界団体検討体】

■ 日本証券業協会

➤ 証券戦略会議 株券電子化の推進及び円滑な移行等に関するワーキンググループ

➤ 株式等の振替実務に関する検討会

（証券界、銀行界、証券保管振替機構、信託銀行等の実務者で構成）

■ 信託協会

➤ 証券代行部会 株券電子化ワーキンググループ

➤ 基本問題WG・実務問題WG

■ 全国銀行協会

➤ 市場国際委員会 証券決済制度改革検討部会

➤ 業務委員会 株券電子化担保実務検討部会

（当初の名称は「株券不発行対応担保実務検討部会」）

■ 全国株懇連合会

➤ 東京株式懇話会 研究部 株券電子化委員会 等

■ 日本経済団体連合会

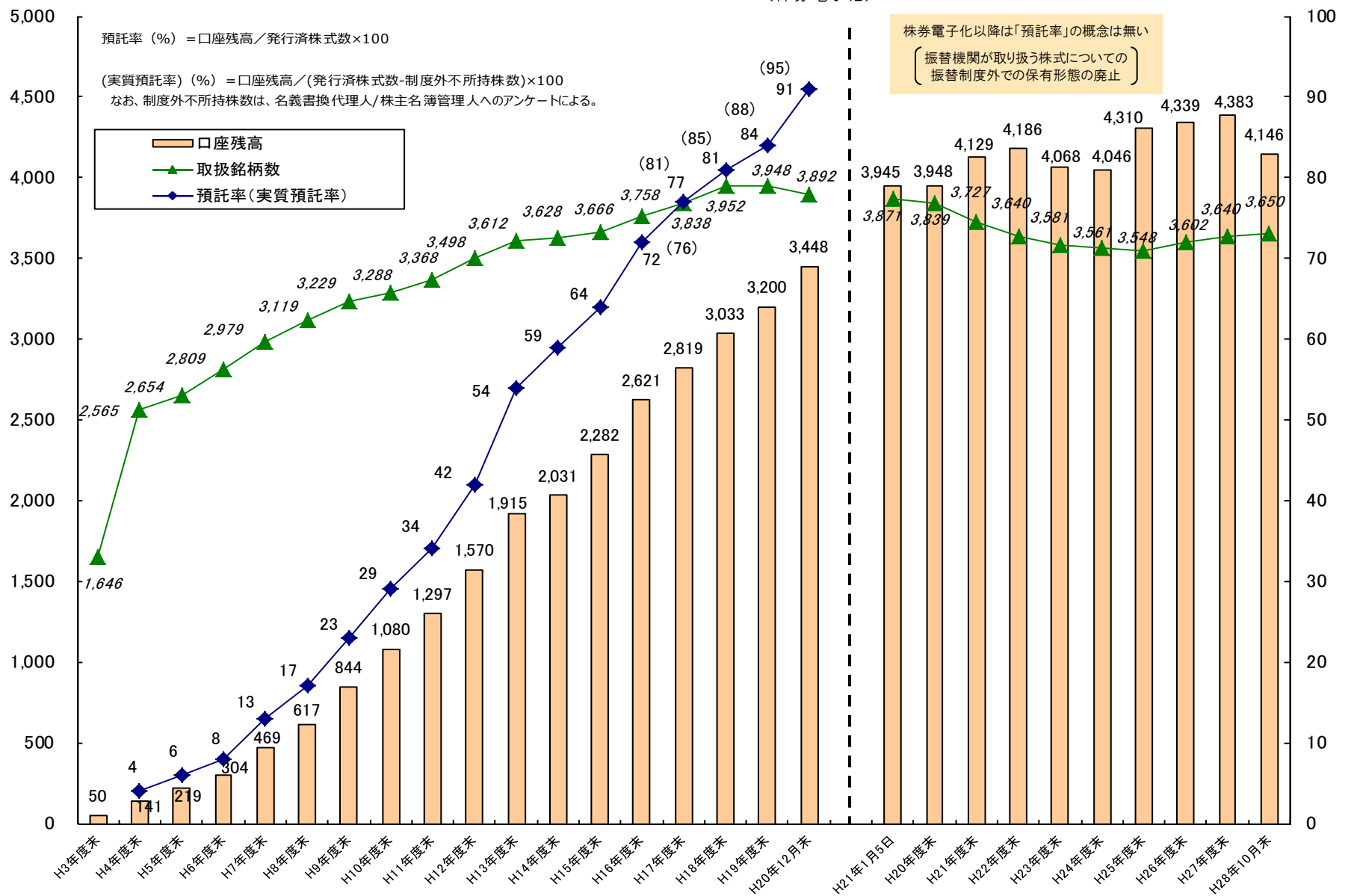
➤ 金融制度委員会 資本市場部会 等

＜ 預託率等の推移 ＞

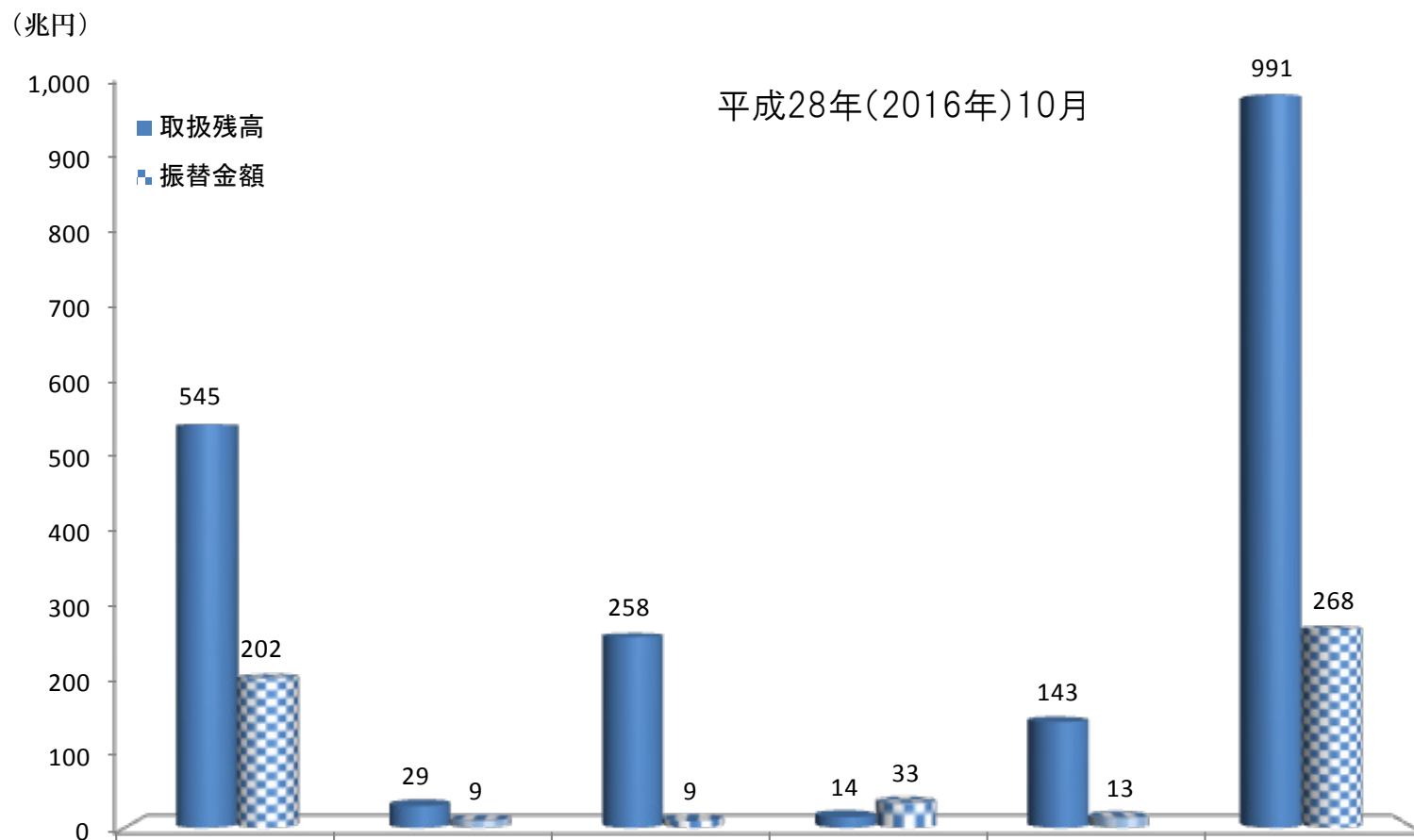
(注) このグラフにおける平成21年1月5日の口座残高の数値は、1月5日に預託証券が電子化された株数(3,587億株)と、1月26日までにすべての処理が完了した特別口座に記録された株数(358億株)の、合計値を表示しているものである。なお、移行に係る都合上、1月5日を効力発生日とする株式分割を行った会社が十数社あり、上記の株数には、その株式分割により増加した株数も含まれている。

平成21年(2009年)1月5日
株式等振替制度への移行
(株券電子化)

(億株)(銘柄)



＜ 口座残高等の状況 ＞



	株式	ETF/REIT/ JDR	一般債	CP	投資信託	合計
取扱残高 (兆円)	545	29	258	14	143	991
銘柄数 (銘柄)	3,650	268	55,914	3,329	10,539	73,700
振替件数 (千件)	8,771	318	27	7	356	9,481
1日当り振替件数 (千件)	438.5	15.9	1.3	0.3	17.8	474.0
振替金額 (兆円)	202	9	9	33	13	268
1日当り振替金額 (兆円)	10.1	0.4	0.4	1.6	0.6	13.4

(注1) 取扱残高、銘柄数は月末の値。振替件数、振替金額は月間の値

(注2) 口座残高及び振替金額は、株式、ETF・REIT・JDR及び投資信託が時価換算、一般債及びCPが額面金額

(注3) 投資信託の振替件数・金額は新規記録及び解約の合計

Ⅱ．株券電子化と株式等振替制度の概要

< 株券等保管振替制度から株式等振替制度への移行（株券電子化） >

- 平成21年(2009年)1月5日に、上場株式の振替制度は、保管振替機関への券面の預託に基づく古い振替制度(株券等保管振替制度)から、社債や国債の振替制度と同様の、完全無券面化に基づく新しい振替制度(株式等振替制度)へ、制度を移行した。
- 制度移行時において証券会社等を通じて保管振替機関へ預託されていた株券については※¹、株券の引き出しが停止され※²、施行日において株券としての法的効力がなくなった預託株券は、その後廃棄された。
 - ※1 証券会社等の顧客がその証券会社等を通じて保管振替機関に預託した株券については、証券会社等の備える顧客口座簿(古い振替制度の口座簿)上の口座にその内容が記録されていたが、施行日において、証券会社等は、振替口座簿(新しい振替制度の口座簿)上に、その顧客名義の口座を開設し、顧客口座簿上の口座に記録されていた内容を振替口座簿上の口座に転記した。
 - ※2 株券の引き出しは、施行日(平成21年1月5日)の2週間前の日から停止された。
- 制度移行時において保管振替機関へ預託されておらず株主の手元に保管されていた株券についても、施行日において株券としての法的効力がなくなり、代わりに、発行会社が備える株主名簿に基づき、その株主のために、発行会社が指定した信託銀行等の口座管理機関に、その株主の名義の口座(特別口座)が開設され、そこにその株主の保有する株式が記録された。

(注) 特別口座には、この制度移行時に開設されたもののほか、制度移行後においても、新規上場した発行会社の既存株主のために開設されたものや、上場会社が非上場会社と合併したときに非上場会社の既存株主のために開設されたものなどがある。

< 株式等振替制度とは >

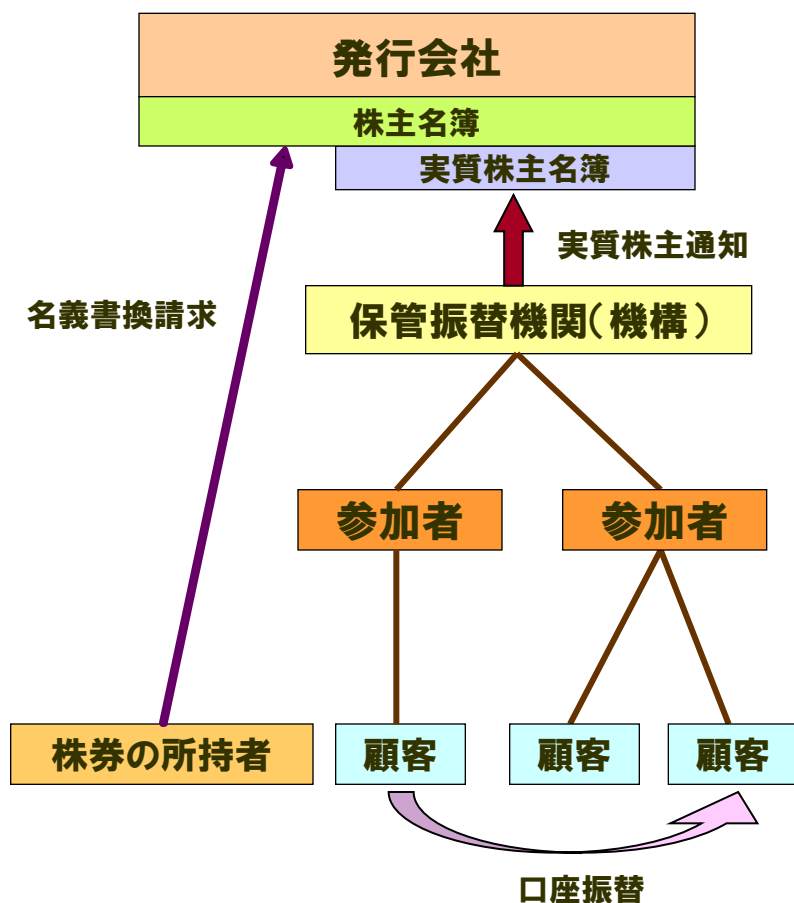
- 株式等振替制度とは、株式等についての権利の帰属の推定や、その移転、行使等について、株主等としての地位を表章する株券等の有価証券（保管振替機関に預託された有価証券を含む）の「券面」を基に行うのではなく、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき、株式等の振替機関である証券保管振替機構と、その振替機関を頂点とする多階層構造を形成している各口座管理機関が備える「振替口座簿」（電子帳簿）上に開設された株主等の「口座」における「電子的な記録」を基に行う制度である。
- 株式等振替制度において取り扱われる銘柄については、発行会社は券面を発行することはできない。（完全無券面化）
- 口座管理機関には、登録を受けている証券会社や免許を受けている銀行など、金融庁の監督下にある限定された種類の金融機関だけができる。
（なお、主務大臣から指定を受けた外国の金融機関も、口座管理機関になることができる。）

＜ 株式等振替制度の主な特徴 1 （保振法と振替法の相違点） ＞

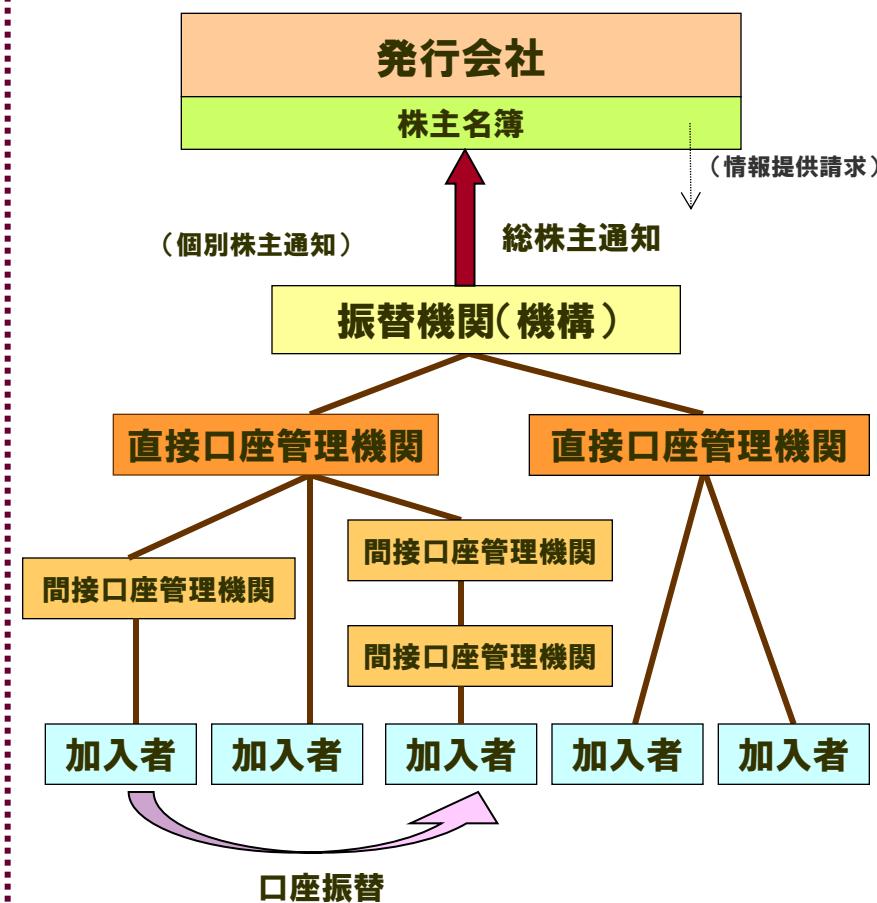
- 一元化が実現（振替制度外での保有形態の廃止）
- 多階層構造が実現
- 発行会社の請求による総株主通知が可能に
- 発行会社による振替口座簿の情報提供請求が可能に
- 個別株主通知の仕組みを創設（少数株主権等の発行会社への対抗要件が、株主名簿への記載ではなく振替口座簿への記録に）

＜株券等保管振替制度と株式等振替制度の比較①＞

＜株券等保管振替制度＞



＜株式等振替制度＞



＜ 株式等振替制度の主な特徴 2 （主にシステム処理の観点） ＞

■ データセンター機能の創設

すべての加入者の情報を、機構が一元的・集中的に管理し名寄せする仕組みを構築している。

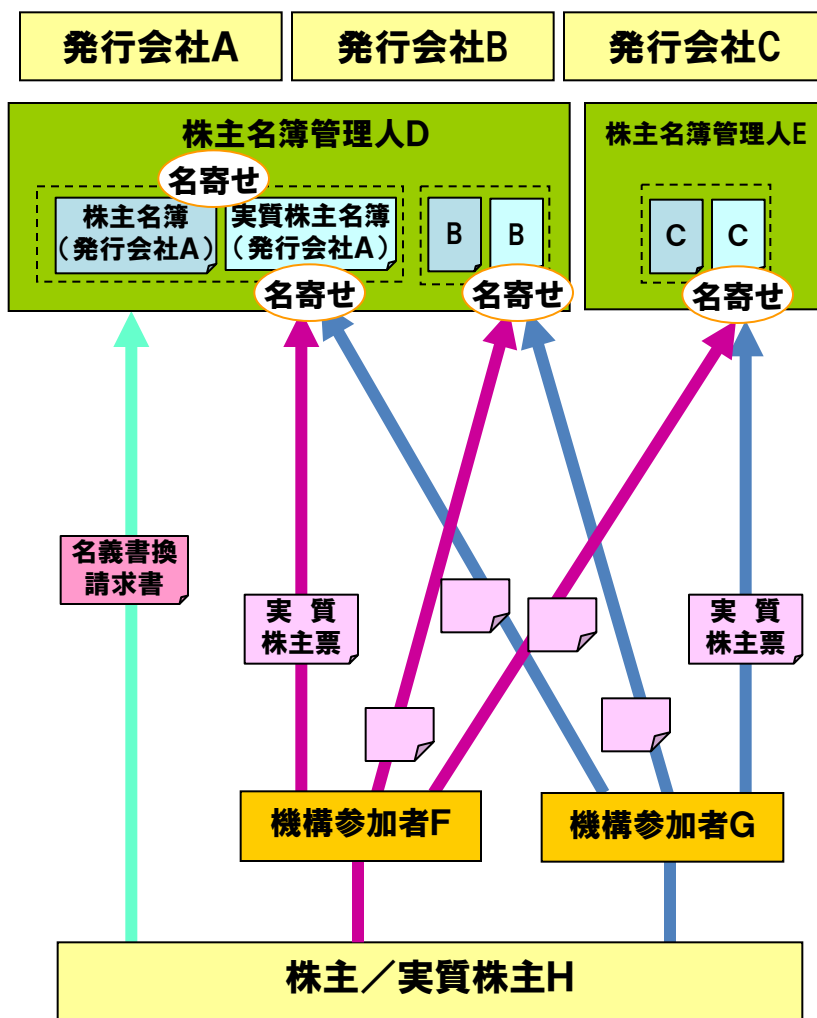
■ 情報の標準化

加入者(株主)の情報は、機構が公表している基準に従って標準化され、口座管理機関、機構、発行会社の間においては、その標準化された形式で加入者(株主)の情報を授受する仕組みを構築している。

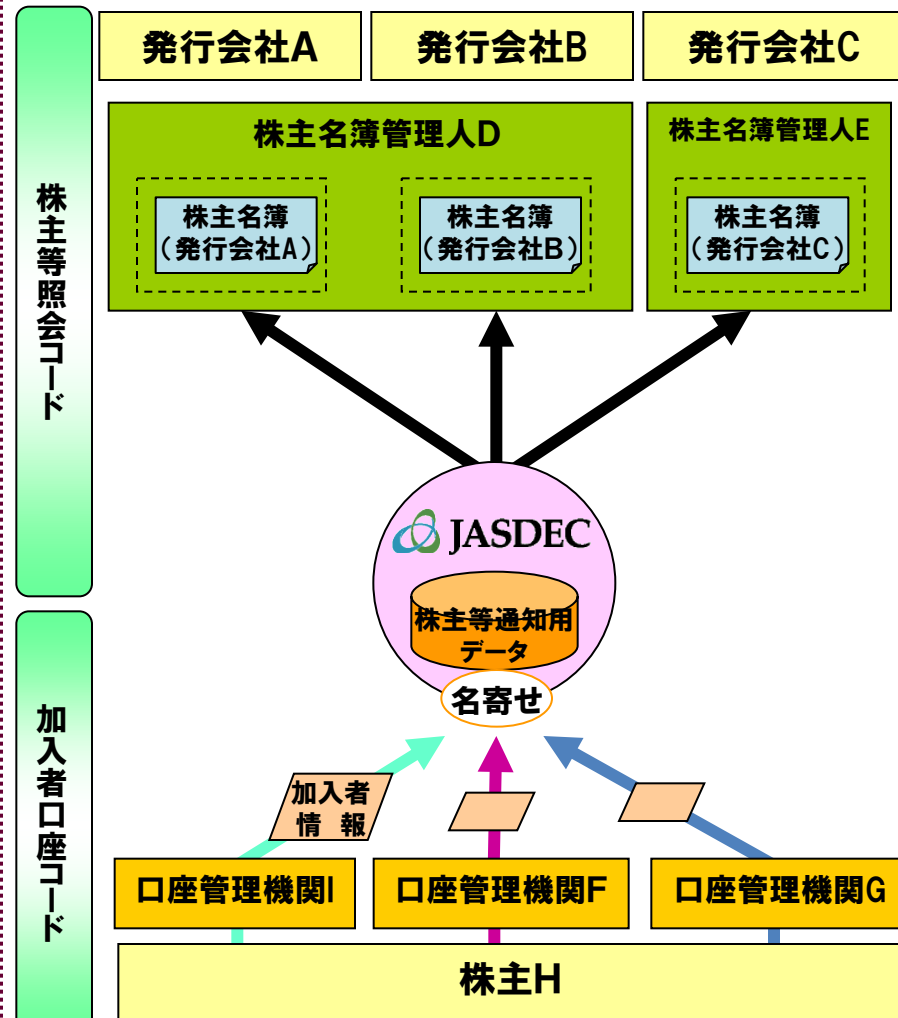
※ 「加入者」とは、機構(振替機関)又は口座管理機関から口座の開設を受けている者をいい、そのうちの機構から口座の開設を受けている者を、制度上は特に「機構加入者」という。(なお、機構加入者になることができる者は、法令で口座管理機関となることが認められている金融機関と、その他特に機構が認めた法人に限られる。)

＜株券等保管振替制度と株式等振替制度の比較②＞

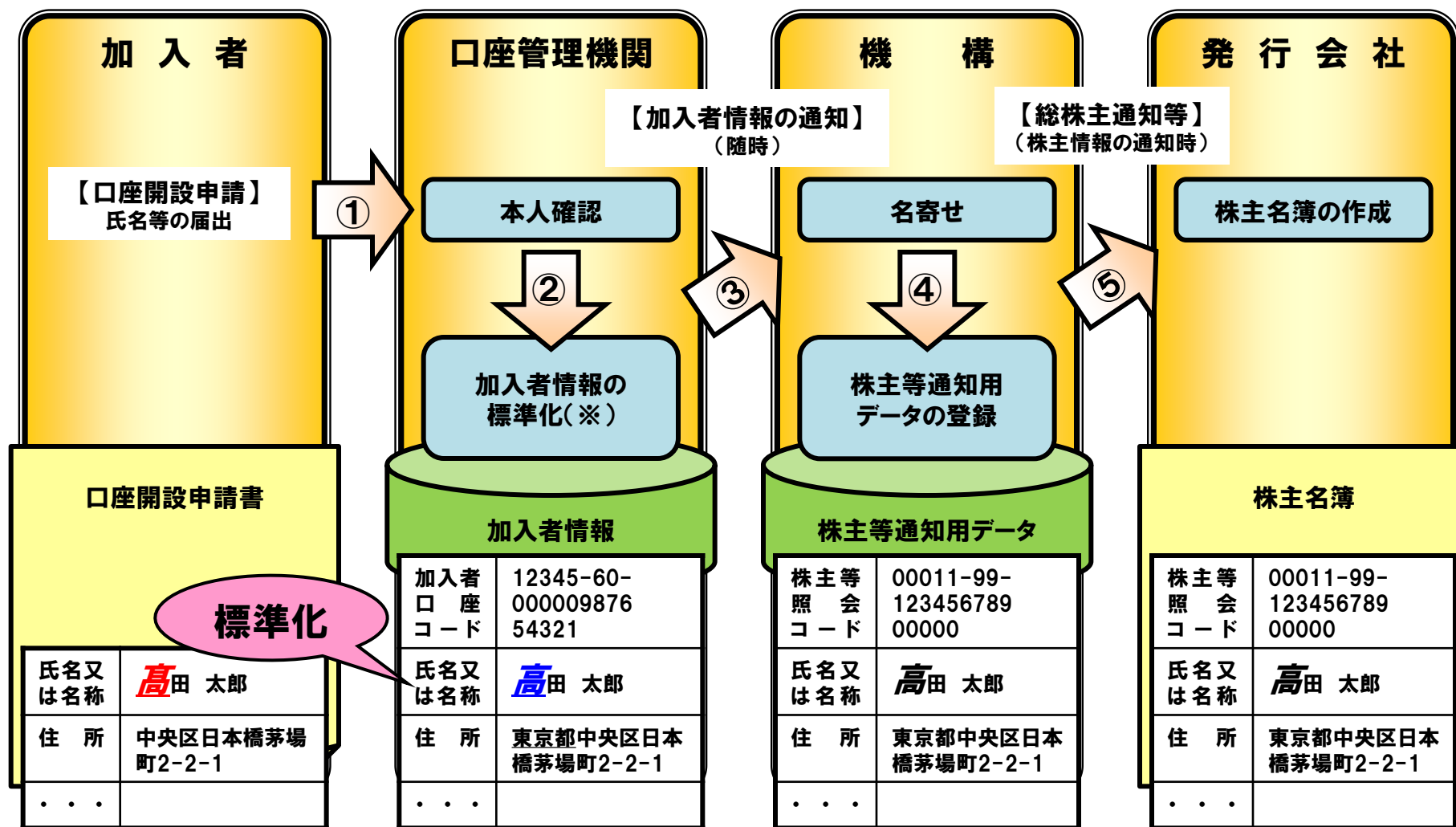
＜株券等保管振替制度＞



＜株式等振替制度＞



< 加入者情報等の標準化・機構における管理 >

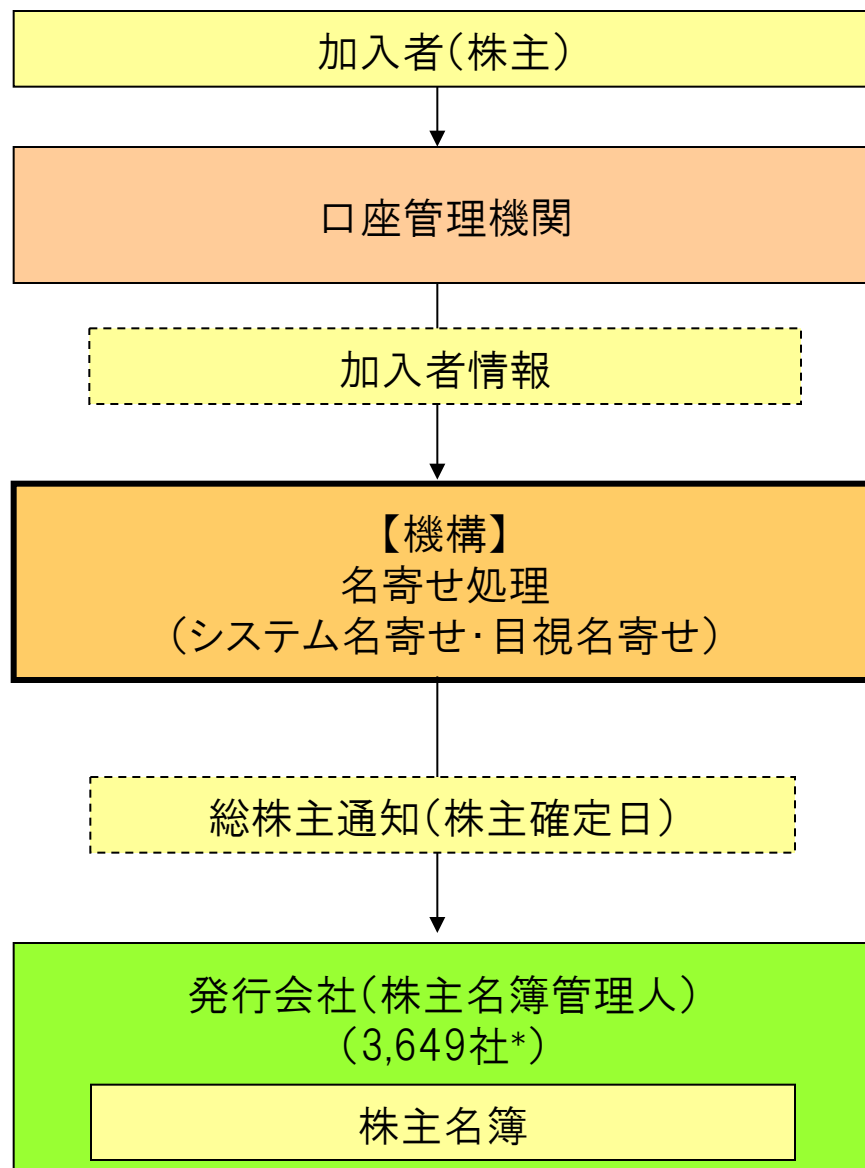


(※) 電磁的な方法による情報の授受のため、口座管理機関は、加入者の氏名又は名称その他の漢字を含む情報について、『「JIS X 0208」+人名用漢字中の「JIS X 0208」に包摂されない文字及びローマ数字』の文字集合の範囲内の文字への置換えを標準化に際して行う(文字情報のコード化は、「Unicode」を利用して行う。)

加入者情報の通知は、原則として、遅くとも、加入者のために開設した口座に初めて振替株式等の数の記録をした日から起算して5営業日目の日までに行われる。

< 上場会社株主の状況 >

(平成28年(2016年)10月末)



- ・ 加入者は、口座管理機関より口座の開設を受ける。
(1投資家が複数の口座管理機関から口座の開設を受ける場合もある。)

2,830万件

(加入者口座情報の数)

- ・ 口座管理機関は、加入者の口座を開設し、残高の記録を行った場合、機構に対して、加入者に係る情報を通知する。

- ・ 機構内で、口座管理機関が開設する口座に係る加入者情報の名寄せを行う。
(名寄せ後の数値は、概ねネットの株主数となる。)

1,884万件

(株主等通知用データの数)

- ・ 機構は、各銘柄の株主確定日(基準日等)における名寄せ処理後の株主データを発行会社へ通知する。
(総株主通知)

参考: 全上場会社の延べ株主数(平成27年度末)
(出所) 2015年度株式分布状況調査の調査結果について
(対象) 全国4証券取引所上場会社(調査対象会社数: 3,613社)

5,080万人

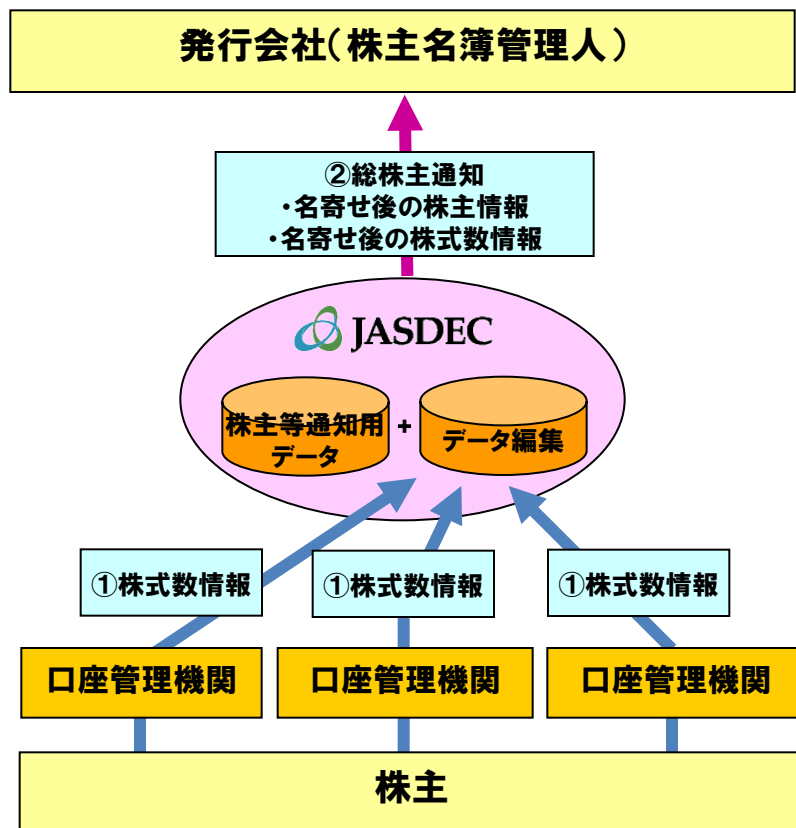
* 振替株式の発行会社(上場銘柄の発行会社+フェニックス銘柄(2016年(平成28年)10月末は0銘柄)の発行会社)の数

Ⅲ．株券電子化後の株式等振替制度における 改善等への主な取組み（発行会社関係）の 状況

1. 総株主通知関連
2. 個別株主通知関連
3. 情報提供請求関連
4. 配当金受取方法関連
5. その他
 - ・ 株式等振替制度における番号法対応
 - ・ 反対株主の買取請求に係る買取口座創設対応
 - ・ 特別口座移管対応
 - ・ 株主から剰余金の配当に関する提案が行われた場合の標準モデル
 - ・ その他

Ⅲ- 1 総株主通知関連

< 総株主通知の概要 >



株主確定日の翌営業日と翌々営業日の2営業日間ですべての口座管理機関から株式数情報の報告を受け、株主確定日の3営業日後の日に、機構から発行会社に総株主通知が行われる。

- 株式等振替制度では、発行会社の株主名簿の更新は、総株主通知に基づいて行われる。
- 総株主通知とは、株主確定日時点の株主等である加入者の振替口座簿の記録事項(氏名又は名称、住所、口座に記録されている株式数等)を、機構から発行会社に通知するものである。
- 機構は、総株主通知等に係る準備行為として、あらかじめ口座管理機関から、加入者情報の通知を受け、名寄せ後の結果を株主等通知用データとして管理している。
- 総株主通知には、(発行会社の請求によらずに)振替法に定められている日(例えば発行会社が定めた基準日)に行われるものと、発行会社の任意の請求により行われるもの(ただし請求する際には、正当な理由が必要)がある。

※ 発行会社が指定する株主を確定する日のことを「株主確定日」と呼んでいる。

< 総株主通知に関する改善等の主な取組み>

■ 新株予約権無償割当て(ライツ・オファリング)に係る株主を確定するための総株主通知の請求が行われる場合の手続期間の短縮 【平成22年(2010年)6月実施】

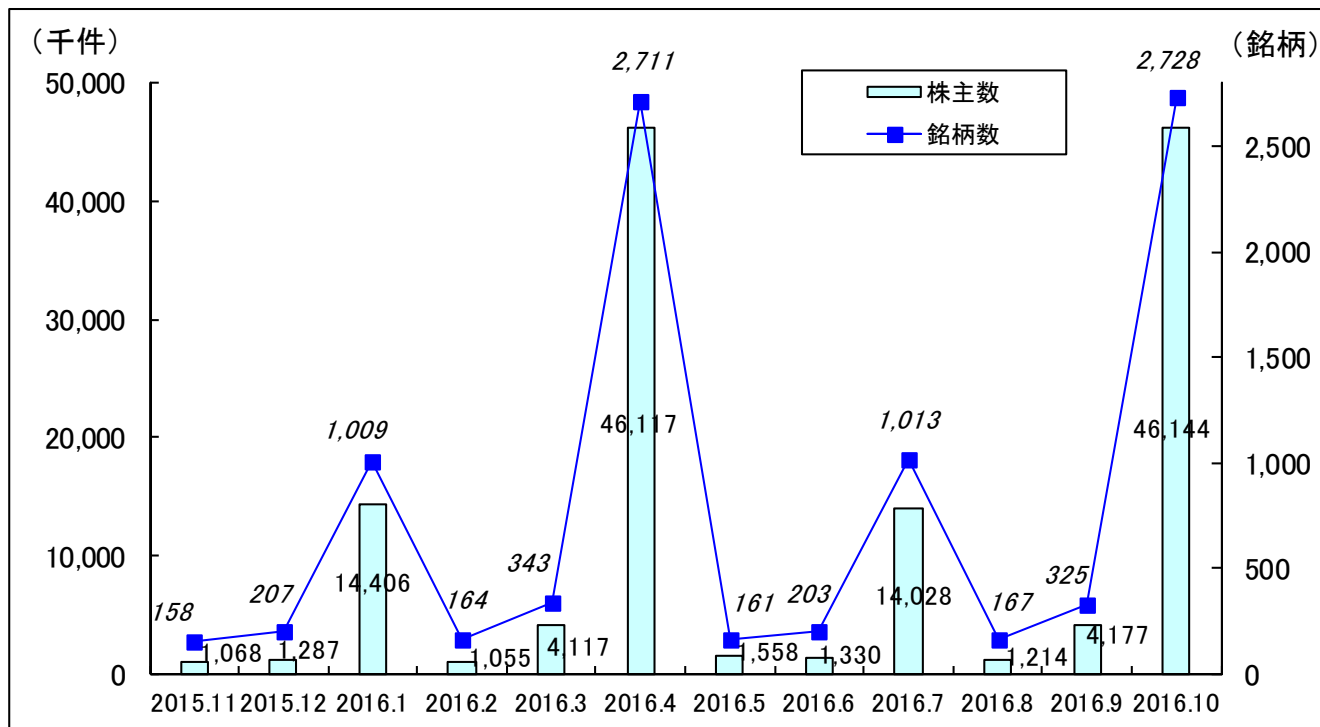
- それまで、発行会社が機構に対して総株主通知の請求を行う場合には、口座管理機関側の実務対応等の事情を踏まえ、「株主確定日の前営業日から起算して9営業日前の日まで」に請求しなければならなかったこととしていた。
- 一方で、ライツ・オファリングに関しては、発行会社におけるその実施の決定から資金調達の完了に至るまでに要する日数が、一般に、公募等の手段と比較して長いことが、利用上の難点となっている、との指摘がされていた。
- そこで、その日数の短縮化について、(短期間に関係者が実務対応可能な範囲で)いづらかでも寄与できることはないかとの観点から、新株予約権無償割当てに係る株主を確定するための総株主通知の請求が行われる場合に限り、その請求時期を「株主確定日の前営業日から起算して8営業日前の日まで」とすることに緩和した(1営業日の短縮化)。なお、更なる改善は、関係者における実務対応の準備が整った段階で行うこととした。

■ 総株主通知の請求に係る更なる日程の柔軟化 【平成26年(2014年)1月実施】

- それまで、発行会社が機構に対して総株主通知の請求を行う場合には、上記の新株予約権無償割当てに係る株主を確定するための請求の場合を除き、「株主確定日の前営業日から起算して9営業日前の日まで」に請求を行うこととしていたが、発行会社がより機動的に総株主通知請求による株主把握ができるよう、すべての総株主通知請求について、その請求時期を「株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日まで」とすることに柔軟化した。

(発行会社が総株主通知の請求を行ってから発行会社に総株主通知がされるまでの最短期間が「13営業日」から「11営業日」に短縮)

< 総株主通知の状況 >



注1) 総株主通知は、原則として、株主確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に行うこととしており、図の数値は、その通知日ベースの数値を表している。

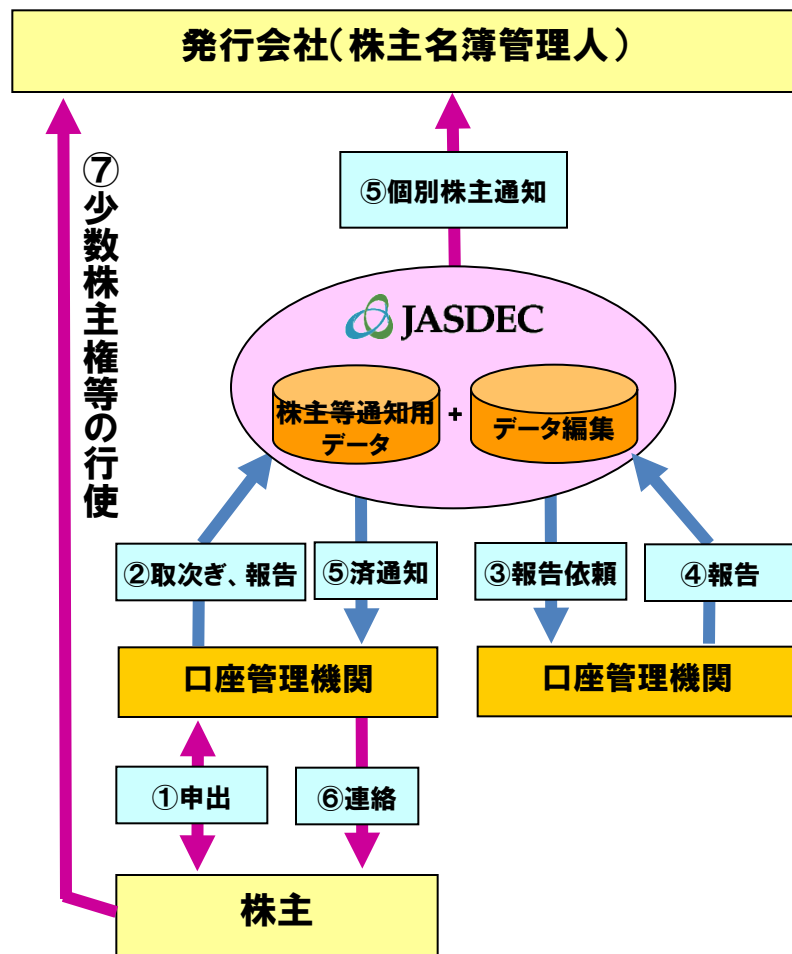
注2) 「株主数」は、銘柄ごとの株主数の合計

< 総株主通知請求の状況 >

	発行者への総株主通知	
	銘柄数	
	うち総株主通知 請求銘柄数	
	(銘柄)	(銘柄)
2011年度	8,723	982
2012年度	8,597	970
2013年度	8,715	1,031
2014年度	8,771	1,066
2015年度	9,136	1,149
2014年10月	2,684	62
11月	138	17
12月	185	32
2015年1月	945	391
2月	144	18
3月	313	26
4月	2,713	76
5月	150	17
6月	192	34
7月	997	394
8月	165	16
9月	332	20
10月	2,706	82
11月	158	21
12月	207	34
2016年1月	1,009	410
2月	164	20
3月	343	25
4月	2,711	85
5月	161	21
6月	203	34
7月	1,013	401
8月	167	11
9月	325	16
10月	2,728	88

Ⅲ-2 個別株主通知関連

＜ 個別株主通知の概要 ＞



標準的には、口座管理機関における申出受付日から4営業日後に機構から発行会社に個別株主通知が行われる。
なお、日程の短縮化(最短で申出受付日の翌営業日には個別株主通知がなされる)については、次ページを参照。

- 株式等振替制度においては、株主が発行会社に対して少数株主権等を行使しようとする場合には、あらかじめ発行会社に対する個別株主通知がなされていることが求められている(株主は、個別株主通知がなされてから4週間以内に少数株主権等の行使をしなければならない)。
- 個別株主通知は、少数株主権等を行使しようとする株主である加入者の申出(この申出は、直近上位機関を通じて行うことになっている)を受けて、当該株主に係る振替口座簿の記録事項(株主の氏名又は名称、住所、口座に記録されている株式数、株式数の増減の過去の履歴等)を、機構から発行会社に通知するものである。

※ 株式等振替制度における個別株主通知としては、実務上、「全部通知」(個別株主通知の申出の取次の請求を受けた口座管理機関(申出受付機関)が加入者(株主)のために開設した口座だけでなく、他の口座管理機関が当該者のために開設した口座に記録された対象銘柄の数も対象とする個別株主通知)のほかに、「一部通知」(申出受付機関が加入者(株主)のために開設した一の口座に記録された対象銘柄の数のみを対象とする個別株主通知)の取扱いも可能としており、株主が申出受付機関に対して申出の取次の請求を行う際に選択することができる。

(例えば、通知の対象銘柄が申出受付機関に開設された一の口座のみで継続保有されている場合は、全部通知を選択しても一部通知を選択しても、個別株主通知の内容は同一となる。各種権利の行使要件等も確認のこと。)

< 個別株主通知に関する改善等の主な取組み>

■ 個別株主通知日程の短縮化 その1 【平成23年(2011年)3月実施】

- それまで、個別株主通知の手続においては、株主が申出受付機関に対して個別株主通知の申出の取次の請求を行ってから、機構から発行会社に対し個別株主通知が行われるまでの日数は、株主が「全部通知」を選択した場合と「一部通知」を選択した場合のいずれであっても、標準ケース(※)において「4営業日」を要していたが、この標準日程について、口座管理機関から、個別株主通知をより迅速に行えるよう、日程の短縮化を求める要望が寄せられた。

※ 当該株主の口座を開設している口座管理機関に「間接口座管理機関」が含まれていないケースのこと。

- そこで、システム改修を行い、株主が「一部通知」を選択した場合については、標準ケースにおいて、株主が個別株主通知の申出の取次の請求を行ってから発行会社に個別株主通知がなされるまでの日数が、「全部通知」を選択した場合よりも1営業日分短縮化されるよう対応した。

■ 個別株主通知日程の短縮化 その2 【平成24年(2012年)3月実施】

- 上記「その1」の対応によって、個別株主通知は、最短で、申出受付機関が株主から個別株主通知の申出の取次の請求を受けた日の2営業日後の日に行われることとなったが、一層の短縮化として、最短で、株主から申出受付機関が個別株主通知の申出の取次の請求を受けた日の「翌営業日」には個別株主通知が行われるよう、更なるシステム改修等を実施した。

■ 個別株主通知に関する一般投資家向けパンフレット等の作成 【平成25年(2013年)3月実施】

- 個別株主通知に関する一般投資家の理解を促進し、実務対応がより円滑に行われるよう、一般投資家向けのパンフレットとQ&Aを作成し、HPに公表するとともに、関係者に周知した。

※ 口座管理機関における円滑な対応の徹底については、日本証券業協会において、適宜の会員通知を行うなど継続的にご協力をいただいている。

< 個別株主通知に関するパンフレットとQ&A >

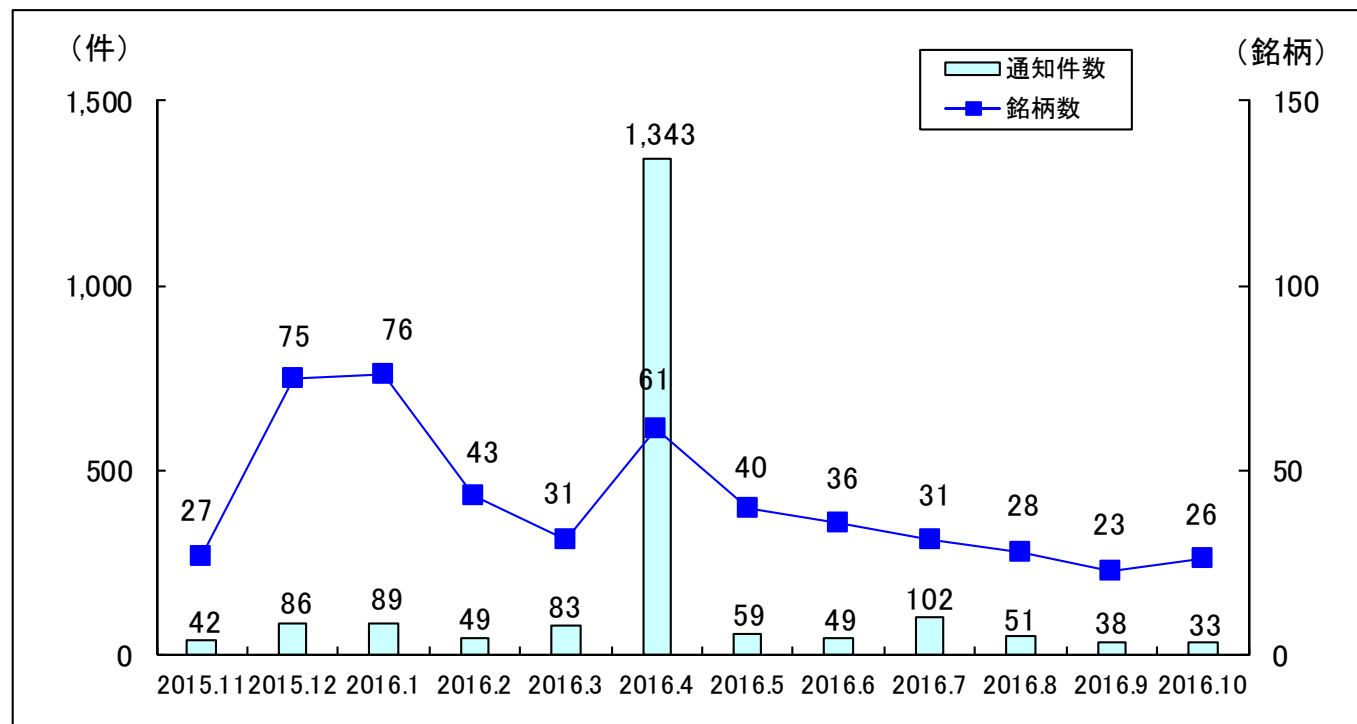
■ 個別株主通知のご案内

http://www.jasdec.com/download/ds/annai_kobetu.pdf

■ 個別株主通知に関するQ&A

http://www.jasdec.com/download/ds/QA_kobetu.pdf

＜ 個別株主通知の状況 ＞

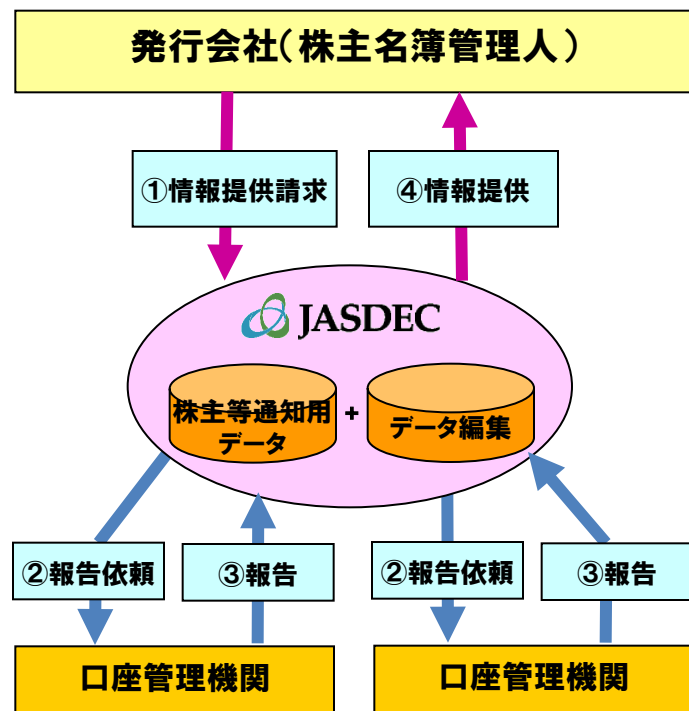


＜ 個別株主通知の状況 ＞

	発行者への個別株主通知	
	銘柄数	通知件数
	(銘柄)	(件)
2011年度	401	2,428
2012年度	720	2,697
2013年度	810	2,649
2014年度	626	2,392
2015年度	733	2,279
2014年10月	21	52
11月	34	57
12月	86	203
2015年1月	21	39
2月	30	51
3月	57	144
4月	68	1,325
5月	47	70
6月	87	140
7月	45	109
8月	45	62
9月	62	90
10月	127	134
11月	27	42
12月	75	86
2016年1月	76	89
2月	43	49
3月	31	83
4月	61	1,343
5月	40	59
6月	36	49
7月	31	102
8月	28	51
9月	23	38
10月	26	33

Ⅲ-3 情報提供請求関連

＜ 発行会社による振替口座簿の情報提供請求の概要 ＞



標準的には、部分情報については原則として請求から2時間30分以内(請求時間によっては翌営業日)に発行会社に情報提供がされ、全部情報については請求日の4営業日後に発行会社に情報提供がされる。

- 株式等振替制度においては、発行会社は、株主の口座を開設する口座管理機関に対して、振替口座簿に記録された事項に係る情報(株主の氏名又は名称、住所、口座に記録されている株式数、株式数の増減の過去の履歴等)の提供を、機構を通じて請求することができる(ただし請求する際には、正当な理由が必要)。

- なお、発行会社は、速報性のニーズの有無等に応じて、請求にあたり「全部情報」と「部分情報」のどちらかを選択することができる。

※ 情報提供請求(全部情報)は、請求対象となる加入者の口座を開設するすべての口座管理機関の振替口座簿の情報に対する請求であり、情報提供請求(部分情報)は、請求対象となる加入者の口座を開設する口座管理機関のうち直接口座管理機関の振替口座簿の情報に対する請求である。

※ 左図において機構(JASDEC)が報告依頼を行っている口座管理機関のことを「請求取次先機関」と呼んでいる。

< 情報提供請求に関する改善等の主な取組み>

■ 情報提供請求(部分情報)の事務改善に係る対応 【平成23年(2011年)11月実施】

- 発行会社による振替口座簿の情報提供請求(部分情報)の手続において、請求取次先機関は、加入者情報Web端末において機構からの報告依頼を受領した時刻から、原則として2時間30分以内に、情報提供請求の対象加入者の有する株式の数に係る情報を機構に報告するよう努めることとされている。
- このため、各直接口座管理機関では、日中の加入者情報Web端末のオンライン時間帯を通じて、端末画面を見ることにより機構からの報告依頼の有無を適宜確認する対応が行われているが、情報提供請求(部分情報)の一層の迅速かつ円滑な処理に資するため、口座管理機関からの要望を踏まえ、新たに、情報提供請求(部分情報)の取次ぎが発生した都度、機構から請求取次先機関の担当者に対し、参考情報として、当該取次ぎが発生した旨を電子メールで連絡する対応を開始した。

■ 情報提供請求に関する発行会社向けパンフレットの作成 【平成28年(2016年)1月実施】

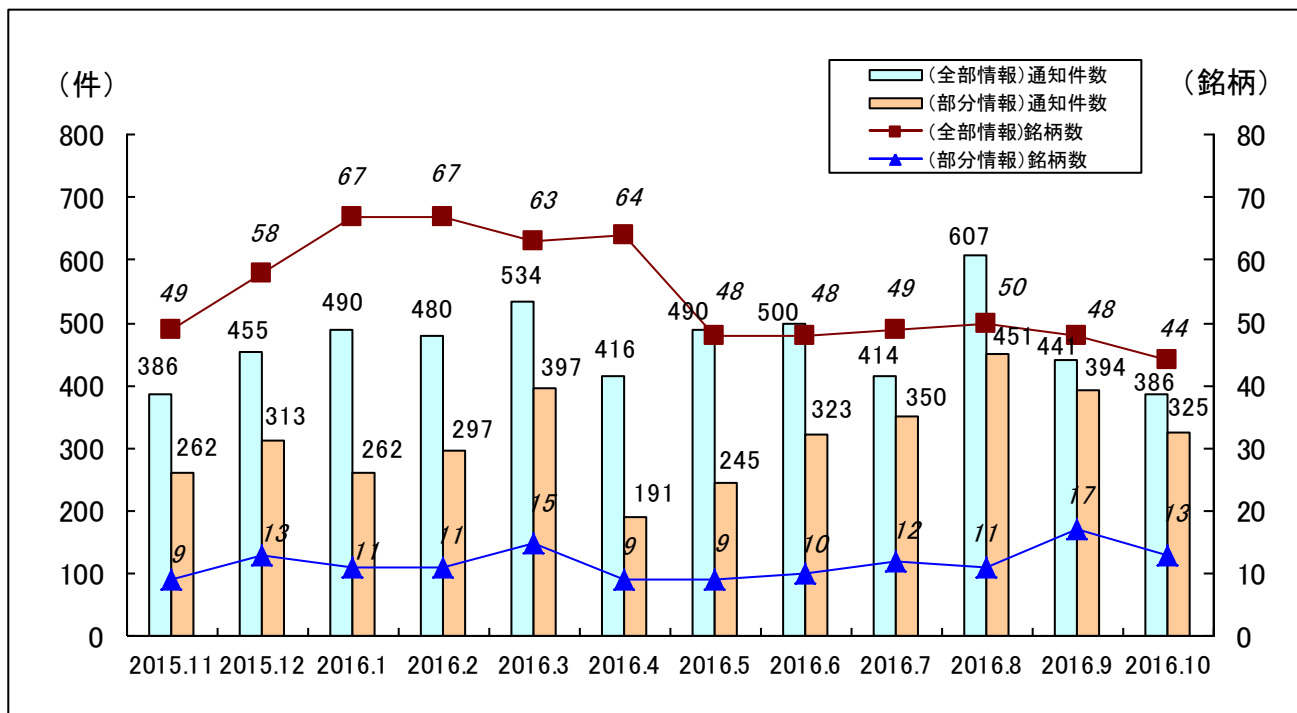
- 株式等振替制度における発行会社による振替口座簿の情報提供請求について、これまでに発行会社から寄せられた質問や照会内容を踏まえ、パンフレットを作成し、HPに公表するとともに、発行会社に周知した。

< 情報提供請求に関するパンフレット >

- 発行会社による振替口座簿の情報提供請求に関するご案内

<http://www.jasdec.com/download/ds/jyouhouteikyouseikyu.pdf>

< 発行会社による振替口座簿の情報提供請求の状況 >

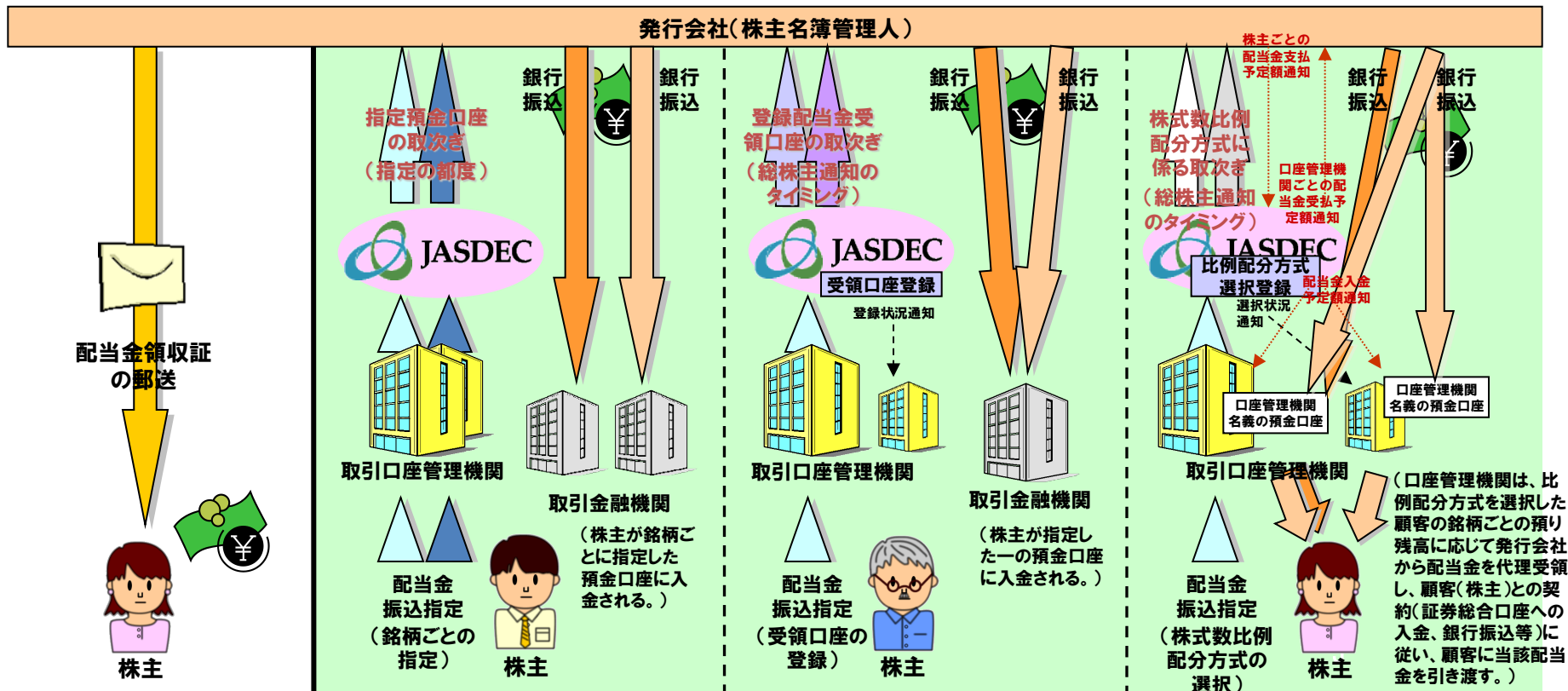


< 情報提供請求の状況 >

	発行者への情報提供			
	全部情報		部分情報	
	銘柄数 (銘柄)	通知件数 (件)	銘柄数 (銘柄)	通知件数 (件)
2011年度	302	1,857	77	375
2012年度	482	3,069	57	521
2013年度	580	4,969	114	3,252
2014年度	654	5,443	122	2,688
2015年度	672	5,216	135	3,415
2014年10月	54	191	4	119
11月	51	268	17	769
12月	55	361	10	156
2015年1月	52	279	8	96
2月	64	367	11	198
3月	61	483	14	237
4月	57	423	14	210
5月	51	425	9	232
6月	57	565	13	273
7月	55	437	10	296
8月	40	240	9	318
9月	55	337	10	297
10月	53	444	11	258
11月	49	386	9	262
12月	58	455	13	313
2016年1月	67	490	11	262
2月	67	480	11	297
3月	63	534	15	397
4月	64	416	9	191
5月	48	490	9	245
6月	48	500	10	323
7月	49	414	12	350
8月	50	607	11	451
9月	48	441	17	394
10月	44	386	13	325

Ⅲ-4 配当金受取方法関連

＜ 配当金の受取方法（振込指定方法）の概要 ＞



配当金領収証払い方式

■ 右記の3つの方式のいずれの指定もしていない株主について、発行会社が株主宛に配当金領収書を郵送し、株主はその配当金領収書をうち銀行等に持ち込んで配当金を受け取る方式。

単純取次ぎ方式

- 配当金を受領する預金口座を、株主が保有する個別の銘柄ごとに指定する方式。
- 株主の保有する一の銘柄が複数の口座管理機関にある口座に記録されている場合（例えば、甲証券と乙証券に株主Sの口座があり、甲証券のSの口座にA銘柄が15株、乙証券のSの口座にA銘柄が30株記録されている場合）であっても、当該銘柄についての配当金振込指定は、いずれか一つの口座管理機関から行えば足りる。（一の銘柄について複数回の指定が行われたときは最新のものが有効。）

登録配当金受領口座方式

- 株主が取引をしている全ての口座管理機関に係る当該株主が保有する全ての銘柄についての配当金を、単一の預金口座において受領する方式。
- 株主が複数の口座管理機関と取引をしている場合であっても、受領口座の登録の依頼（配当金振込指定）は、いずれか一つの口座管理機関から行えば足りる。（受領口座の登録後に新たな銘柄を取得したときには特段の手続きは不要。複数回の受領口座の登録が行われたときは最新のものが有効。）

株式数比例配分方式

- 株主が取引をしている各口座管理機関における当該株主の銘柄ごとの預り残高の割合に応じた金額の配当金を、当該各口座管理機関を通じて受領する方式。
- 口座管理機関は、金融商品取引業の付随業務として、その顧客の預り株式分（その顧客が他の加入者に担保に差し入れている分を含む）の範囲において、配当金を代理受領することが解釈上認められている。（顧客（加入者）はその直近上位機関に代理受領を委託する。）
- 株主が複数の口座管理機関と取引をしている場合であっても、株式数比例配分方式の選択は、いずれか一つの口座管理機関から行えば足りる。

< 配当金の受取方法に関する改善等の主な取組み 1 >

■ 口座管理機関の源泉徴収義務者化に伴う交付金銭等情報の通知の開始

【平成22年(2010年)1月実施】

- 平成20年度税制改正により上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例が創設され、平成22年1月1日以後、上場株式等の配当等が口座管理機関経由で支払われる場合には、口座管理機関が当該配当等に係る所得税及び住民税(配当割)の源泉徴収及び特別徴収を行うこととなった。
- これを受けて、全国株懇連合会と日本証券業協会は、口座管理機関が源泉徴収事務を適切に行うことができるよう、発行会社が資本剰余金を原資とする配当等を行うなど一定の事由に該当する場合において、「みなし配当の金額」や「純資産減少割合」等の情報(以下「交付金銭等情報」という。)を発行会社が口座管理機関に提供することについて合意した。

<参考> 全国株懇連合会『会社が株主に交付する金銭等に係る情報提供に関する事務取扱要領』の制定について(平成21年8月21日) ※ その後の平成22年度税制改正を踏まえた「みなし配当等の通知事項の通知に関する事務取扱要領」(平成22年11月26日)もご参照のこと。

- そして、全国株懇連合会と日本証券業協会から、上記の交付金銭等情報の提供をTarget ほふりサイトを利用して行うことにつき、機構に協力の要請があったことを受け、発行会社が機構にその交付金銭等情報を通知する際の通知方法等に関して、所要の整備を行った。

また、「交付金銭等情報通知マニュアル」を作成し、関係者に周知した。

⇒ <http://www.jasdec.com/system/less/notice/index.html>

★ 弊社に交付金銭等情報の通知が行われない場合には、口座管理機関が源泉徴収事務を適切に行うことができなくなりますので、発行会社の皆様におかれましては、上記の通知マニュアルに従って、事務を適切に行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

< 配当金の受取方法に関する改善等の主な取組み 2 >

■ 端数の処理代金を剰余金の配当と合算して支払う場合に係る対応

【平成22年(2010年)1月及び5月実施】

- 前ページ記載の「上場株式等の配当等が口座管理機関経由で支払われる場合」である株式数比例配分方式においては、剰余金の配当と端数の処理代金(会社法第234条第1項又は第235条第1項)を当該方式において株主に支払うことが可能な金銭と定めているが、その取扱いの都合上、端数の処理代金のみを株式数比例配分方式により支払うことはできず、当該方式において支払う場合には、必ず剰余金の配当と合算して支払わなければならないこととされている。
- そのため、当時のシステムは、その場合に口座管理機関に通知される加入者ごとの配当金入金予定額のデータには、剰余金の配当と端数の処理代金を合算した金額が設定され、その内訳の情報は通知されない仕様となっていたことから、当該通知の情報だけでは剰余金の配当のみの金額を把握することができないなど、平成22年1月以降の源泉徴収等の事務対応に支障をきたすおそれがあることが急遽判明した。そこで、関係者において、端数の処理代金が支払われる場合の事務処理の検討が行われ、その結果を受け、機構は、当面の暫定運用対応(平成22年1月～)と、機構及び関係者におけるシステム改修完了後の対応(平成22年5月～)をとりまとめ、実施した。

★ 発行会社の皆様におかれましては、端数の処理代金を剰余金の配当と合算して株主に支払う場合には、速やかに(原則として、配当金支払開始日の45日前までに)、弊社に対して、Target ほふりサイトを通じて、その旨及び口座管理機関が必要とする情報を所定の書式(<http://www.jasdec.com/system/less/notice/index.html>)により通知していただくことになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

■ 配当金の受取方法に関する一般投資家向けパンフレットの作成

【平成21年(2009年)2月実施、平成25年(2013年)9月改訂】

- 配当金の受取方法に関する一般投資家向けパンフレットとQ&Aを作成し、HPに公表するとともに、関係者に周知した。

< 配当金受取方法に関するパンフレットとQ&A >

- 国内上場株式等の配当金の受取方法のご案内

<http://www.jasdec.com/download/ds/annai.pdf>

- 配当金の受取方法に関するQ&A

<http://www.jasdec.com/download/ds/QA.pdf>

＜ 配当金の受取方法とNISA（少額投資非課税制度）等 ＞

○ NISA口座で購入した上場株式の配当金やETF・REITの分配金（以下「上場株式の配当金等」という。）の非課税適用を受けるためには、それらをNISA口座を開設している口座管理機関を経由して受け取ることが条件となるため、株式数比例配分方式の利用が必須となる。

※ 上場株式の配当金等を、株式数比例配分方式以外の方式（領収書払い、単純取次ぎ、登録配当金受領口座方式）により受け取ることでもできるが、その場合には、NISA口座で購入した上場株式の配当金等であっても、非課税の適用を受けることはできない。

○ 特定口座内（源泉徴収あり口座）で上場株式の譲渡損失と上場株式の配当金等との損益通算を可能とするには、株式数比例配分方式を利用し、口座管理機関経由で当該上場株式の配当金等を受け取ることが条件となる。

	配当金の振込指定の取次ぎ			(参考) 株主等通知用 データ
	配当金振込指定の状況			
	登録配当金受領口座方式	株式数比例配分方式	その他	
	(件)	(件)	(件)	(件)
2011年度	845,903	1,753,668	14,127,696	16,727,267
2012年度	1,042,208	2,045,277	13,975,547	17,063,032
2013年度	1,106,246	3,226,786	13,214,787	17,547,819
2014年度	1,180,018	4,190,555	12,634,544	18,005,117
2015年度	1,263,588	5,126,526	12,215,220	18,605,334
2014年10月	1,149,914	3,725,361	12,914,000	17,789,275
11月	1,154,626	3,794,118	12,877,561	17,826,305
12月	1,164,771	3,899,784	12,819,124	17,883,679
2015年 1月	1,171,719	3,979,824	12,760,793	17,912,336
2月	1,176,496	4,065,119	12,715,841	17,957,456
3月	1,180,018	4,190,555	12,634,544	18,005,117
4月	1,188,109	4,249,857	12,620,615	18,058,581
5月	1,195,413	4,300,776	12,608,559	18,104,748
6月	1,206,310	4,368,282	12,574,388	18,148,980
7月	1,219,872	4,429,653	12,502,504	18,152,029
8月	1,227,154	4,489,107	12,468,011	18,184,272
9月	1,232,782	4,576,180	12,431,481	18,240,443
10月	1,240,654	4,721,230	12,439,681	18,401,565
11月	1,244,874	4,808,883	12,405,586	18,459,343
12月	1,254,215	4,884,296	12,364,399	18,502,910
2016年 1月	1,258,594	4,940,068	12,336,064	18,534,726
2月	1,263,587	5,015,205	12,291,469	18,570,261
3月	1,263,588	5,126,526	12,215,220	18,605,334
4月	1,267,263	5,170,004	12,196,932	18,634,199
5月	1,271,150	5,213,605	12,181,194	18,665,949
6月	1,278,111	5,274,512	12,160,674	18,713,297
7月	1,288,111	5,327,627	12,132,771	18,748,509
8月	1,293,205	5,381,073	12,107,737	18,782,015
9月	1,295,275	5,448,799	12,072,314	18,816,388
10月	1,299,516	5,502,077	12,043,543	18,845,136

注1 「配当金振込指定の状況」は、「株主等通知用データ」における配当金振込指定の方法のそれぞれの合計の件数を表している。

注2 「配当金振込指定の状況」における「その他」は、配当金の振込指定として、「登録配当金受領口座方式」又は「株式数比例配分方式」のいずれも指定をしていない株主（配当金の振込指定として、「単純取次ぎ」を指定している株主を含む。）に係る件数を表している。

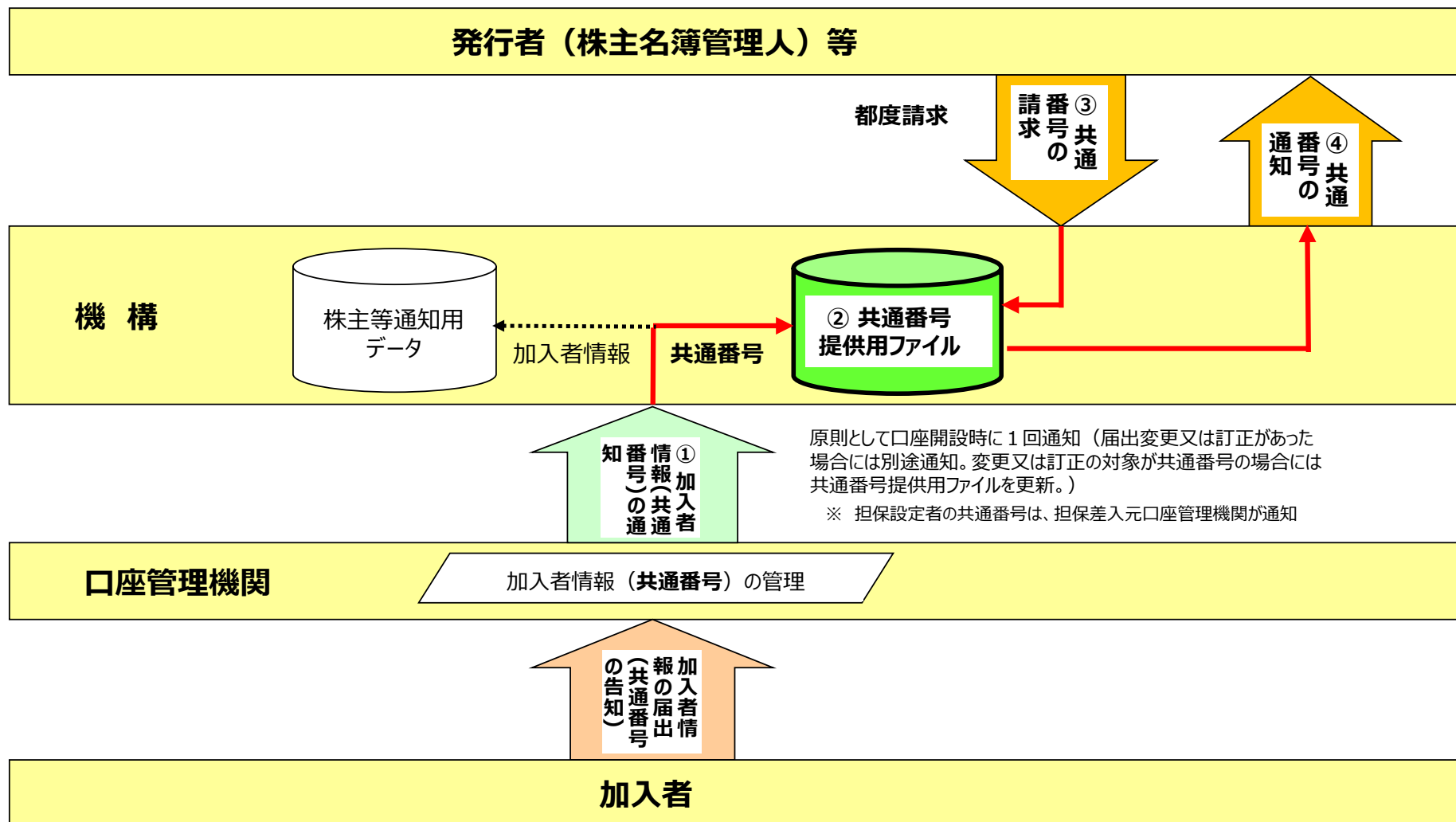
Ⅲ-5 その他

＜ 株式等振替制度における番号法対応 ＞

【平成28年(2016年)1月実施】

- 平成25年(2013年)5月31日に番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)が公布され、平成28年(2016年)1月から番号制度(社会保障・税番号制度)が開始されることとなった。同制度のもとでは、発行者において、配当金等の支払調書等の作成を行うに際し、株主の共通番号(個人番号又は法人番号)が必要となることが予定されていたことから、法律案の策定に先立ち、経団連等の発行者側の関係者と日証協等の口座管理機関側の関係者及び関係当局等を交えた会合において、共通番号授受の方法等について検討が行われ、それらの関係者間において合意された内容を踏まえ、同法には「株式等振替制度を利用した共通番号の授受」を可能とする規定が盛り込まれた。
- これを受けて、機構では、株式小委員会等において、株式等振替制度を利用した共通番号の授受に係る実務詳細の検討を行い、「①各口座管理機関(証券会社等)は、機構に対し、株主(加入者)の共通番号を通知するとともに、機構は、これらを管理し、②発行者は、機構に対し、支払調書等の作成対象となる株主の共通番号を照会する(機構から株主の共通番号の提供を受ける)こと可能とする」という仕組みを構築することとした(「株式等振替制度における番号法対応要綱」(平成25年7月29日制定、平成26年10月27日改訂)として公表)。
- この仕組みによって、株式等振替制度における発行者は、必要な株主の共通番号を効率的に取得することができることとなり、発行者における番号法対応に係るコストの大幅な削減と事務負担の大幅な低減が図られることとなった。

■ 株式等振替制度における番号法対応の概念図



- ① 口座管理機関は加入者情報の通知と同じタイミングで、機構に対して共通番号を通知する。
 - ② 機構は通知を受けた共通番号を共通番号提供用ファイルに保持する。
 - ③ 発行者（株主名簿管理人）等は、総株主通知等や各種請求取次ぎで通知された株主等のうち、支払調書等の作成対象となる株主等の共通番号を機構に対して請求する。
 - ④ 機構は、発行者（株主名簿管理人）等に対して共通番号提供用ファイルに登録されている請求対象の株主等の共通番号を通知する。
- ※ 機構は口座管理機関から通知された共通番号を名寄せには利用せず、株主等通知用データとは別の共通番号提供用ファイルに登録する。

＜ 反対株主の買取請求に係る買取口座創設対応 ＞

【平成27年(2015年)5月実施】

■ 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第91号)において振替法が改正され、発行者が合併等の組織再編行為等を行う場合における当該行為に反対する株主による株式買取請求に係る買取口座の取扱い等が規定されたことを受け、その円滑な実務対応に向けて所要の制度整備を行った。(全国株懇連合会は「反対株主の株式買取請求事務取扱指針」を制定)

※ 反対株主の買取請求に係る
手続イメージ
(契約締結から振替まで)

(発行者の手続)

- ① 合併等の契約締結
- ② 買取口座開設の申出
- ③ 公告

(反対株主の手続)

- ④ 反対の意思表示

(発行者の手続)

- ⑤ 買取請求手続案内

(反対株主の手続)

- ⑥ 振替申請(⑥' 個別株主通知の申出)

(口座管理機関の手続)

- ⑦ 振替先口座照会
- ⑧ 前日振替請求又は当日振替請求
- ⑨ 振替

(反対株主の手続)

- ⑩ 買取請求

(発行者の手続)

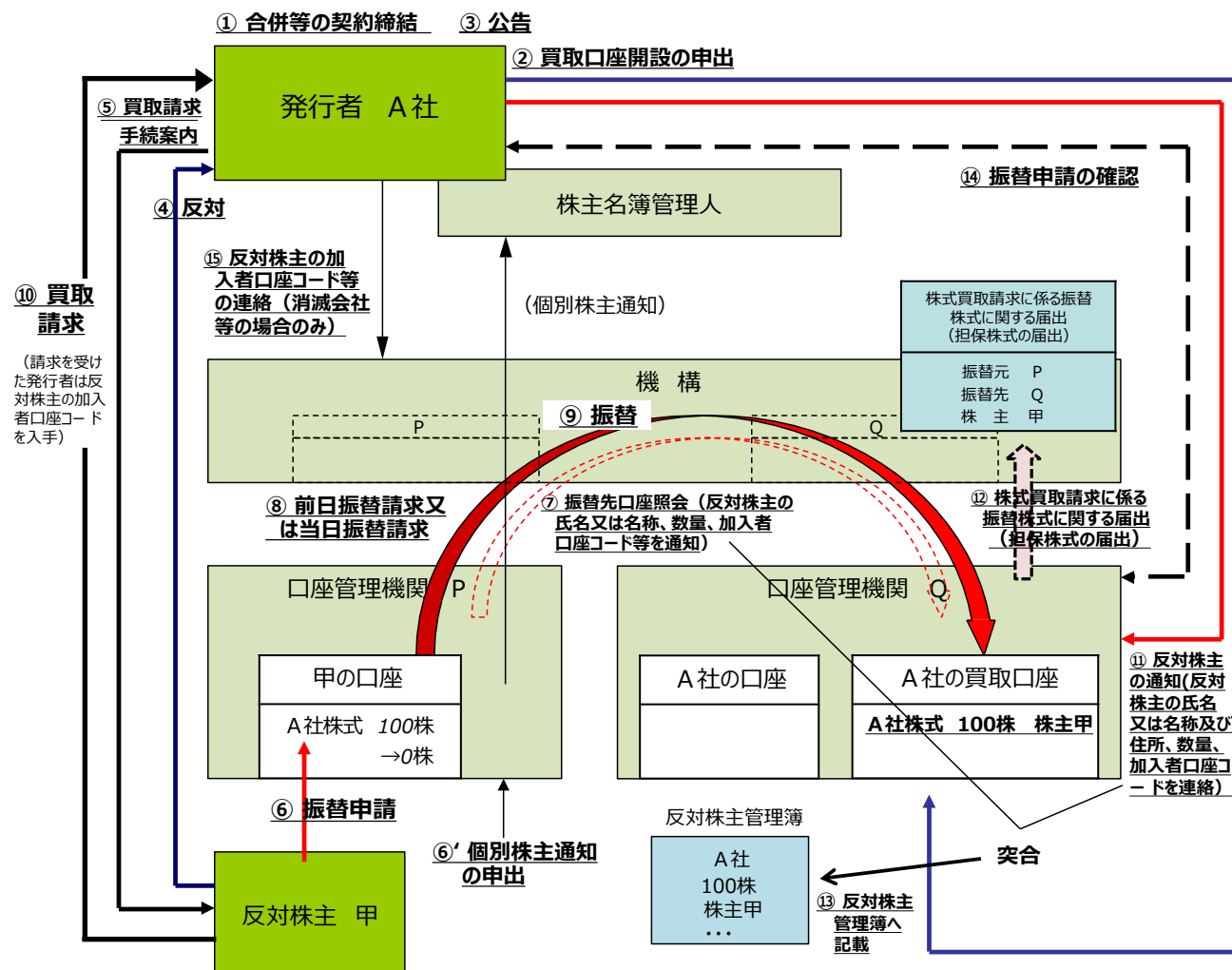
- ⑪ 反対株主の通知

(口座管理機関の手続)

- ⑫ 株式買取請求に係る振替株式に関する届出(担保株式の届出)
- ⑬ 反対株主管理簿へ記載

(発行者の手続)

- ⑭ 振替申請の確認



＜ 特別口座移管対応 ＞

【平成27年(2015年)5月実施】

■ 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第91号)において振替法が改正され、簡易な手続によって特別口座を管理する口座管理機関の変更(特別口座の移管)を行うことが可能になったことを受け、その円滑な実務対応に向けて所要の制度整備を行った。

- 特別口座は、発行会社が指定した口座管理機関に開設されているが、発行会社の株主名簿管理人としての業務を行っている信託銀行や専業代行会社がその特別口座を開設する口座管理機関として指定されるのが、一般に見られる形態である。
- その「株主名簿管理人」については、発行会社の意思によって、変更されることがある。
(以下、「A信託銀行」から「B信託銀行」に株主名簿管理人が変更される例を想定。)
- しかし、一方で、「特別口座を開設する口座管理機関」については、仮に、「株主名簿管理人の変更にあわせて、既存の特別口座についても「A信託銀行」から「B信託銀行」に移管したい。」との意向が発行会社にあったとしても、特別口座は発行会社の口座ではないことから、従来は、法律に特別な根拠規定がない以上、発行会社の意思だけでそれを行うことはできず、特別口座の移管を実施するには、「A信託銀行」が会社分割を行って「B信託銀行」に特別口座を承継させる手続が必要になる。」と解されていた。
- そのため、株券電子化後においても、発行会社による株主名簿管理人の変更はしばしば行われてきているが、発行会社にとっては、特別口座の移管のために「A信託銀行」に会社分割を実施してもらうのはハードルが高いため、株主名簿管理人を「B信託銀行」に変更した場合であっても、既存の特別口座は変更前の株主名簿管理人である「A信託銀行」のところに残さざるを得ず、本来であれば「株主名簿を管理する者」と「特別口座を管理する者」を同一の者にしたいところが、やむない事情により別々の者になってしまうという、いわゆる「泣き別れ」状態となるケースが生じるようになった。
- この「泣き別れ」状態は、例えば、株主名簿管理人が異なる発行会社同士が合併した場合に、合併後の会社の株主名簿管理人については一つの先に定められることになるが、特別口座を開設する口座管理機関については、上記の事情があるために、一つの先に集約することができない、といった形で生じるようになった。
- そこで、法制審議会における審議を経て、「特別口座は、振替口座を有していない株主等のために発行会社の申出によって特別に開設される口座であり、そのような特別口座の加入者は、特別口座がどの振替機関等において開設されるかについて特段の利害関係を有しないと考えられるため、特別口座の移管を認めることとしても、特別口座の加入者の権利が害されるおそれは小さい」とことから、発行会社の申出によって特別口座を移管することができる根拠規定が振替法に設けられることとなった。
- それを受けて、関係者間で協議を行い、発行会社から特別口座の移管についての申出があった際に、それを円滑に実行する上で、振替機関、口座管理機関、株主名簿管理人の三者がどのような形で連携をすればよいか、その具体的なスキームを整備した。

※ 現在すでに「泣き別れ」状態になっているのを解消するために特別口座の移管を行いたいというケースと、今後株主名簿管理人を変更する際に特別口座と一緒に移管したいというケースで、実務対応上の考慮すべき点が異なることから、それぞれの場合のスキームを用意している。

< 株主から剰余金の配当に関する提案が行われた場合の標準モデル策定 >

【平成28年(2016年)2月策定】

- 昨今の株主からの増配要求の高まり等を踏まえ、剰余金の配当に関する株主提案が株主総会で可決された場合であっても、関係者が配当金支払い事務を円滑に行えるよう、全国株懇連合会、日本経済団体連合会及び機構は、振替株式の発行者が株主から配当に関する提案を受領した場合の標準モデルを策定した。
- 個社事情により標準モデルとは異なる対応となることも想定されるものの、配当に関する株主提案を受領した発行者は、標準モデルに基づき対応することが望ましい。
- 標準モデルの主な内容
 1. 配当金支払開始日の後ろ倒し
 2. 後ろ倒しする配当金支払開始日の取扱い
 3. 同一の配当基準日に係る配当金の取扱い
 4. 提案株主との調整
 5. 株主から配当に関する提案を受領した旨の通知

※ 日本経済団体連合会・全国株懇連合会・証券保管振替機構「株主から剰余金の配当に関する提案が行われた場合の標準モデル」
⇒ http://www.jasdec.com/download/ds/haito_moderu.pdf

< その他 >

■ 所在不明株主の株式売却制度に係る対応に関する改善

【平成23年(2012年)8月実施】

- ・「所在不明株主の株式売却制度に係る事務処理手続」
(「株式等振替制度に係る業務処理要領(4.9版)」資料2-11-1 <http://www.jasdec.com/system/less/rule/management/index.html>)

< 参考 > 全国株懇連合会「所在不明株主の株式売却制度事務取扱指針」

■ 機構名義失念株主に係る共同請求手続の改善等

【平成21年(2009年)11月、平成22年(2010年)8月ほか】

- ・「機構名義失念株式に係る共同請求手続」に関する要領 (<http://www.jasdec.com/system/less/rule/request/index.html>)

< 参考 > 全国株懇連合会「特別口座における名義書換失念株式救済指針」

■ 株券電子化の制度において使用できる文字、名寄せに関するパンフレット等の作成

【平成21年(2009年)6月実施、平成27年(2015年)2月一部改訂】

- ・ 株券電子化の制度において使用できる文字に関するQ&A (http://www.jasdec.com/download/ds/QA_moji.pdf)
- ・ 株券電子化の制度における加入者情報に関するQ&A (http://www.jasdec.com/download/ds/QA_kanyusya.pdf)
- ・ 株券電子化の制度における名寄せに関するQ&A (http://www.jasdec.com/download/ds/QA_nayose.pdf)

IV. 円滑な制度運営と発展に向けて

円滑な制度運営のための周知活動等

＜発行会社向け＞

- ・ 発行者の決定事項等に関する通知要領(通知手続ガイドブック)の適宜の改訂

<http://www.jasdec.com/system/less/notice/01.html>

- ・ 各地での説明会開催（平成27年度(2015年度)実施）

★ 株式等振替制度では、振替機関及び口座管理機関は、発行会社からの決定事項等の通知(株式分割等の実施、会社合併等の実施、募集株式の募集、基準日の設定などのコーポレートアクション等の情報や、商号の変更、単元数の変更、単元未満株式売渡制度の導入、株主名簿管理人の変更などの銘柄に関する基本的情報の通知)を受け、振替口座簿にそれらに伴う株主の権利の発生・移転・消滅等に係る記録を行ったり、総株主通知を行ったり、株主からの権利行使取次請求の受付を行ったりといった各種の重要な処理を実施することになります。したがって、発行会社から弊社へのそれらの決定事項等に関する通知が適切に行われることが極めて肝要となりますので、発行会社におかれましては、くれぐれも遺漏等の無きよう、ご対応をお願い申し上げます。

＜口座管理機関向け＞

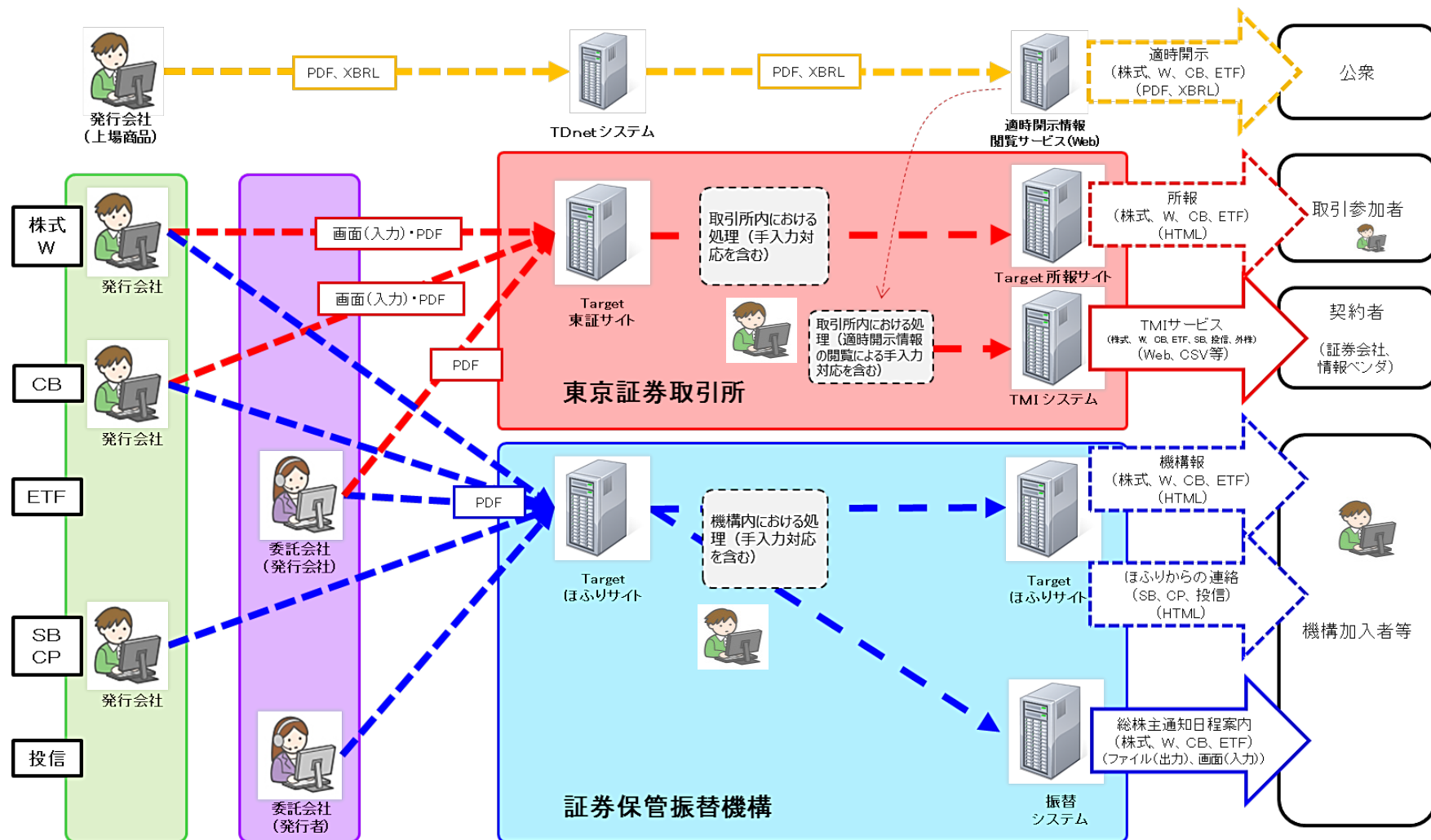
- ・ 不適切事例(誤報告等)の定期的な注意喚起等

今後の発展に向けて

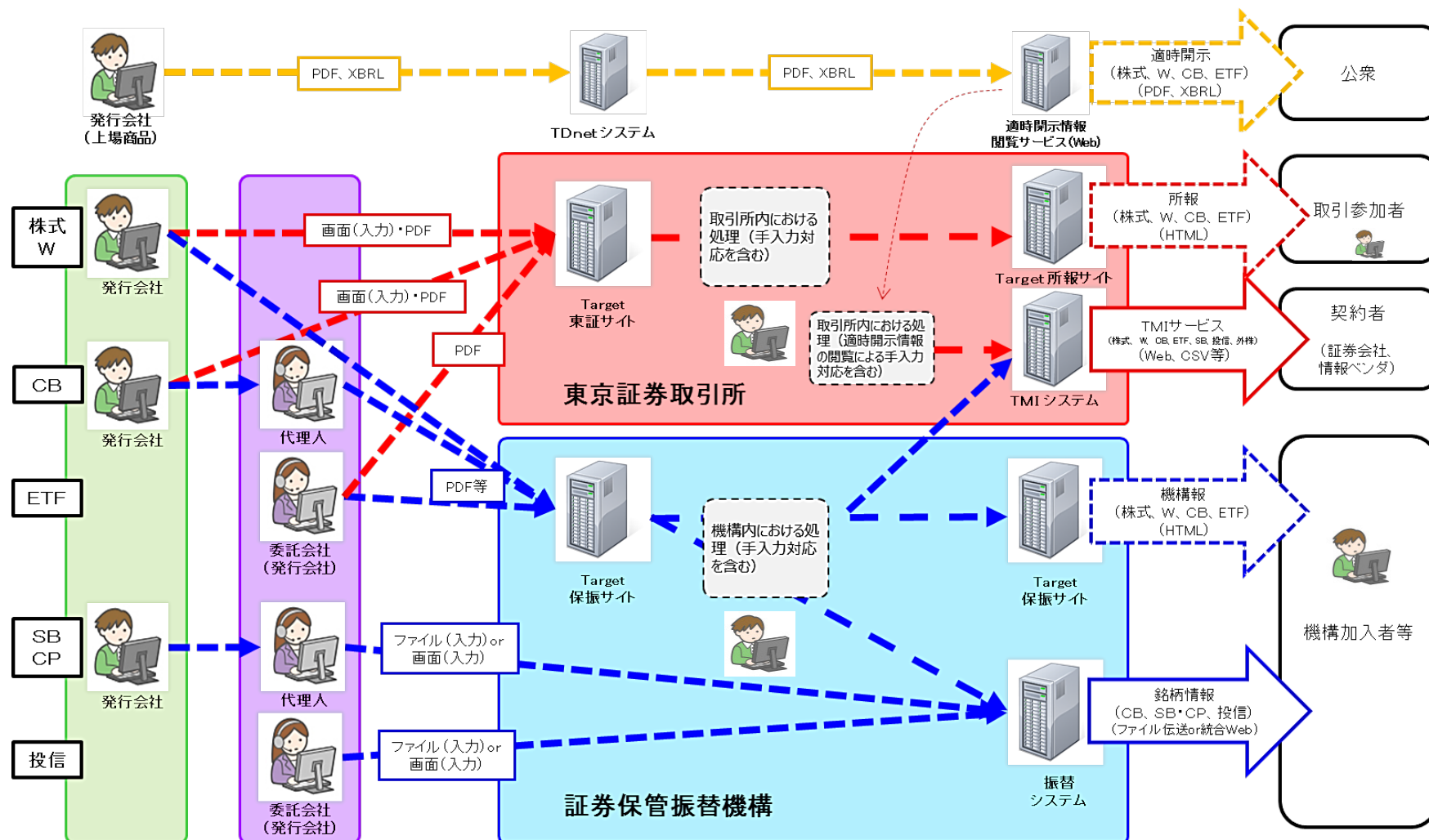
発行会社にとって、コーポレートアクション情報や銘柄情報の取引所・機構への通知の全体は、分かりにくく、煩雑なものとなっていることから、将来的に、可能な限り集約することによって、発行会社の利便性向上を目指すことができないか。

※ 発行会社がインフラ機関に通知を行った後の流れについても、完全な自動処理化ができていないなどの課題がある。

コーポレートアクション情報の流れ【現状】



銘柄名称、単元数等の銘柄情報の流れ【現状】



「基準日の適切な設定」に関する総株主通知関連の対応について

■ 持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会(経済産業省)

「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書 ～対話先進国に向けた企業情報開示と株主総会プロセスについて～」

(平成27年4月23日公表 <http://www.meti.go.jp/press/2015/04/20150423002/20150423002.html>)

※ 「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会報告書～対話先進国の実現に向けて～」(平成28年4月21日、株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会(経済産業省))も参照。 <http://www.meti.go.jp/press/2016/04/20160421007/20160421007.html>

■ 全国株懇連合会

「企業と投資家の建設的な対話に向けて ～対話促進の取組みと今後の課題～」

(平成28年10月24日公表 http://www.kabukon.tokyo/activity/data/study/study_2016_05.pdf)

<57ページ抜粋>

(3.「適切な基準日」の検討(2)主要論点ごとの比較 ②コスト面での比較 ア.「株主確定」のコストについて)

上場会社では、基準日を定めた場合、証券保管振替機構(以下「機構」という)から株主名簿管理人に対して当該基準日時点の株主の情報を含んだ総株主通知が通知され、これに基づき株主名簿を更新することで権利株主が確定できる(振替法151条、同152条)。

現在は、定時株主総会の議決権の基準日と期末配当の基準日が同日であるため、2つの権利に係る株主確定作業は1回で足りる。しかし、議決権の基準日と期末配当の基準日が別の日に設けられた場合は、株主確定作業が2回必要となるため、その分株主確定のための作業および費用が増加することとなる。また、会社法による事業報告や金商法による有価証券報告書において事業年度末日(＝決算日)現在で株式の状況や大株主の状況を記載しなくてはならないため、決算日の株主を確定する作業は、決算日を基準日としない場合でも必要となる。したがって、基準日を決算日以外に変更すれば株主確定コストは増加することになる。

この点については、平成28年4月18日に公表された金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループ報告において、議決権行使基準日を有価証券報告書および事業報告における大株主の状況等の記載時点にできることが望ましい旨が提言されている(ディスクロージャーワーキング・グループ報告12頁、電子化促進研究会報告書87頁)。このような法改正が実現すれば、議決権行使基準日を決算日以外に設定したとしても議決権と期末配当の基準日を同一に設定する限り、株主確定コストが増加することはないと思われる。

<64ページ抜粋>

(3.「適切な基準日」の検討(3)基準日を変更する場合の選択肢 ②各選択肢のスケジュールイメージ)

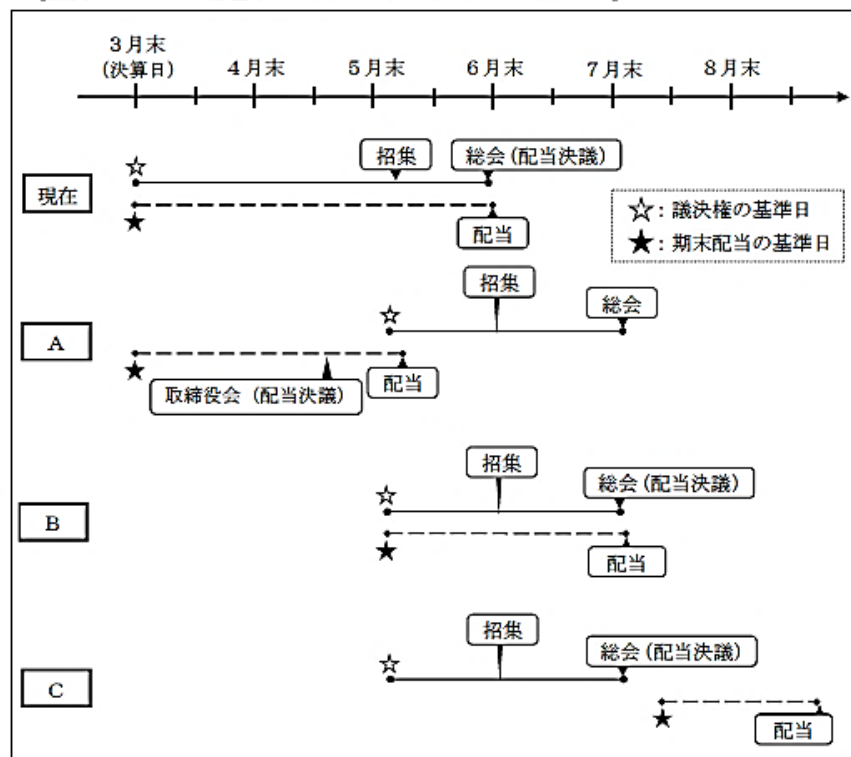
以上を踏まえ、3月決算を前提に、議決権の基準日を5月末かつ総会日を7月末頃と想定したうえで、配当の基準日について、これまでどおり3月末として取締役会で配当決議を行う場合(パターンA)、対話促進研究会報告書で提示された5月末とする場合(パターンB)および総会後とする場合(パターンC)をそれぞれ分けて整理すると、【図表Ⅱ-3-1】および【図表Ⅱ-3-2】のようになる。

【図表Ⅱ-3-2】で示した選択肢は、いずれに変更しても機関投資家の議案検討期間の確保やエンブティボーティングの問題を改善することができる。ただし、パターンAは、配当の決定を取締役に授権できる旨の定款変更を行っている企業が、全体の4割弱に留まっていること(「平成28年全株懇調査89. 剰余金の配当等(1)剰余金の配当等の取締役会授権に関する定款規定の有無」参照)から一般的な選択肢とは言い難く、また、パターンCは株主名簿の確定が2回必要なので、パターンBとの比較ではコスト面での優位性が低い。

【図表Ⅱ-3-1 基準日のパターン】

	議決権の基準日	配当の基準日	株主総会日
現在の実務	3月末	3月末	6月末頃
パターンA	5月末	3月末	7月末頃
パターンB	5月末	5月末	7月末頃
パターンC	5月末	株主総会日以降	7月末頃

【図表Ⅱ-3-2 各基準日のパターンのスケジュールイメージ】



※ 現在、弊社が発行会社からいただく総株主通知に係る手数料には、「振替制度利用料」と「総株主通知等手数料」の別があります。発行会社の請求によらない総株主通知(基準日設定に伴うものなど)に係る手数料は、前者の振替制度利用料に包括的に含まれており、その類の総株主通知の実施回数の多寡によって手数料金額が変わるものではありません。一方、正当な理由がある場合の発行会社の請求による総株主通知に係る手数料は、後者の「総株主通知等手数料」としていただいております。この手数料は「請求1回につきいくら」というものになります。

ただし、上記の別による手数料の取扱いの例外として、正当な理由がある場合の発行会社の請求による総株主通知であっても、発行会社が四半期会計期間の末日ごとに総株主通知の請求をする旨をあらかじめ弊社に通知した場合の当該総株主通知については、「総株主通知等手数料」は適用せず、「振替制度利用料」において対応する対象の総株主通知として取り扱っています。

ご清聴ありがとうございました。

